

平成22年9月21日(火)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀 武	2番	土屋隆義
3番	熊谷祐子	4番	西岡一成
5番	庄田昭人	6番	森 治久
7番	棚橋敏明	8番	広瀬武雄
9番	松野藤四郎	10番	広瀬捨男
11番	土田 裕	12番	小寺 徹
13番	若井千尋	14番	清水 治
15番	山田隆義	16番	広瀬時男
17番	若園五朗	18番	星川睦枝
19番	藤橋礼治	20番	小川勝範

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	豊田正利
教育長	横山博信	企画部長	奥田尚道
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤脩祠
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	岩田勝之	環境水道部長	弘岡 敏
会計管理者	馬淵哲男	教育次長	林 鉄雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺見秀意	書記	清水千尋
--------	------	----	------

書 記 今 木 浩 靖

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

本日会議を始める前に、一言お礼を申し上げます。

本日傍聴者の皆さん方、大変早朝から傍聴をいただき、また平素、瑞穂市の議会並びに行政に対して大変御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第 1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順次発言を許します。

民主党瑞穂会、広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 皆さん、改めましておはようございます。議席番号10番、民主党瑞穂会、広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、建築物等耐震化促進事業について、JR穂積駅の周辺整備について、みずほバス、穂積・リオワールド線の申請に伴う返金状況等について、市の花・アジサイの管理について、穂積タリの道路整備について、執行部の意見をただしたいと思います。

以下、質問席に移らせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず初めに、建築物等耐震化促進事業についてお尋ねをいたします。

建築物等耐震化については、阪神大震災から続く大地震の頻発と、迫り来る東海・東南海・南海地震への備えを理由として、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、早急な対策が求められているところでございます。岐阜県におきましても、平成19年3月に岐阜県耐震改修促進計画を策定し、住宅や多数の方が利用する大規模な建築物で昭和56年5月以前の建物について、平成27年度までに耐震化率9割を目指し、各種施策を展開されているところでございます。

まず第1点として、耐震診断であります。

本市は平成21年度より、木造住宅は、建築物所有者から申請があった場合、市において耐震診断士を市が派遣し、無料で耐震診断、さらに補強内容等も具体的に指示・指導が受けられるようになり、大変好評をいただいているところでございます。さらに平成22年度から、木造住宅以外のいわゆるその他建築物について、補助対象限度額150万円、補助率は国が3分の1、

県・市町村各6分の1、本人負担3分の1の耐震診断が制度化されました。

第2点は、耐震診断補強工事でございます。

木造住宅については、本市も補助対象限度額120万円で、補助額は国が10分の2、県・市町村が10分の2.5ずつ、自己負担が10分の3の制度がございます。しかし、分譲マンション及び特定建築物等、3階建て以上、延べ床面積1,000平方メートル以上についての補助制度は、昨年12月議会の定例会で質問の際、前向きに考えたいとの回答でございました。県のホームページで見ますと、22年4月1日現在、瑞穂市は「予定中」とあります。その後の経過についてお伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいま広瀬議員から御質問のありました建築物等の耐震化促進事業でございますが、平成22年5月に瑞穂市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱を新たに施行し、分譲マンションや特定建築物等、木造住宅以外の新築物に対しましても耐震診断及び耐震補強工事の補助金を交付するように制度化をいたしました。

耐震診断につきましては、先ほど言われましたように事業費150万円を限度として、その3分の2以内を助成し、本年度は1件分として100万円を予算計上させていただいております。耐震補強工事につきましては、県下市町村の制度化の状況を見ますと、平成22年度4月現在では先ほど言われましたように瑞穂市の方は予定中ということになっておりますが、5月8日に要綱を交付しましたので、現在は対応できるようになっております。いずれにしても、耐震補強工事につきましては、耐震診断が行われたもの、それから分譲マンションと特定建築物に限っておりますので、そのものについては状況を見ながら来年度予算化の計上をしたいと思います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

第1点目の耐震診断で、先ほどお話しいたしました、平成21年度より木造住宅は建築物所有者が申請するだけで無料でということで非常に評判がいいわけですが、21年度の実績についてお伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 21年度の木造の耐震診断でございますが、診断士の派遣を20件いたしております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） それから第2点目の補強工事でございますが、これは先ほど言いまし

たように、木造住宅については制度化されておるわけですが、その実績についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 昨年度は4件でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございました。ちなみに、今年度、一住民の方から、何月だったかな、割と早い時期に、もう来年度しかいかんということだったんですが、木造住宅ですけど。それで、その点は例えば、県との関係、国との関係があると思いますが、実績についてというか、予算いっぱいになったように聞いているんですけど、どれほどを組んであったか、お願いします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） それと、限度額84万円で336万円ということでございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 関連するわけですけど、今、役所の方へ行ったらいっぱいだというんですけど、例えば追加、県とか、先ほど言いましたように国等の予算の関係がございまして、その辺のところはどうでしょうか。木造住宅ですが。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 12月まで今ちょうどヒアリングの時期ですので、12月補正で、件数が多ければ12月補正をかけるように準備したいと思います。よろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） そうしますと、来年からということに何か聞き違えておるようですので、その住民の方には補正の予定ですからということでお話をしていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

第3点目は、木造住宅の耐震化効率向上について。

岐阜県では、昭和56年5月以前の建物は68万5,000戸のうち23万9,000戸が該当し、このうち21万戸が木造住宅では耐震化率57%で、全国平均を下回っており、昨年10月から11月にかけて、岐阜県と岐阜市、大垣市等、人口の多い6市で戸別訪問を実施したところ、1,900戸の訪問で240件の診断申し込みにつながったそうでございます。そこで岐阜県では、県内42市町村と連携し、木造住宅の耐震化率を上げるため、8月下旬から全市町村での戸別訪問に乗り出すと発

表されました。本市はどのような計画か、お伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいまの御質問でございますが、県内の建築物の耐震化をさらに推し進めるため、県・市町村、関係団体が相互に連携し、9月1日防災の日を前後にして、住宅の戸別訪問によるきめ細やかな普及啓発活動として、先ほどおっしゃられました耐震啓発ローラー作戦、これは新聞にも載っていますが、全市町村で実施計画されました。

当市におきましても、昭和56年5月31日以前に建てられました木造住宅が特に密集し、地域ぐるみの地震対策につなげていく適切な場所として呂久地区を選定させていただき、自治会長さんの御協力のもと、9月3日に戸別訪問を実施したところです。当日は、自治会長さん、岐阜建築事務所職員、木造住宅耐震相談士1名、市の職員1名、計4名で戸別訪問をいたしております。事前調査で昭和56年5月31日以前に建築された建物89件をピックアップし、当日は現地調査をしながら、そのうちの木造住宅67件について戸別訪問を実施し、45件について直接面談させていただきまして、耐震補強の必要性やそのための相談をさせていただきました。不在の22件のお宅につきましてもPR用のチラシをお配りしてきたこともありまして、その間、耐震診断につきまして3件の問い合わせ等をいただいております。今回の耐震啓発ローラー作戦により、呂久地区の方々には耐震化の重要性、緊急性をより一層認識していただいたのではないかと考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） そうしますと、いろいろと岐阜の建築事務所とかいろんなところの協力を得なければならないわけですが、今年度については呂久地区を指定されて呂久地区で終わりという考え方でしょうか、お尋ねします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） ローラー作戦につきましては、今年度は呂久地区で終わりですが、まだ市内には密集している地域もありますので、来年度以降も続けていく予定になっております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ちょっとお尋ねするんですが、そのくらいで、前回、木造を含めての耐震化率についてお聞きしたところ、先ほど冒頭に言いましたように、平成27年度までに耐震化率9割を目指し各種施策を展開し云々と書いてありますが、目標ですが、お尋ねしたときは瑞穂市もそれに向かって進みますということですが、その予定としては、相手があることですので思うようにはいかないと思うんですが、この前のおり27年度までに耐震化率9割を目指

す目標で、いつごろまでということは非常に難しいですが、27年度まででいいわけですが、目標というか、それについてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 瑞穂市の方では瑞穂市耐震改修促進計画というものを19年の3月に策定しました。これにつきましても22年の4月に制度が変わっておりますので変更をかけておりますが、27年の目標に向かって少しでも、特に木造ですが、改修が進むように努力していきたいと思っておりますので、計画は27年ということでよろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございました。

次に、JR穂積駅と周辺整備についてお伺いをいたします。

JR穂積駅と周辺整備については、昭和57年度から駅の南北をつなぐ自由通路、駐車場、駐輪場、エレベーターの設置、駅周辺道路整備等々、JR穂積駅の利用者等の利便性が図られてまいりました。しかし、現在、JR穂積駅にはエスカレーター、待合室もなく、駅北口のロータリーの混雑、駅南口バス停で穂積・リオワールド線、大野・穂積線のバスは乗車できず、利用者は大変苦慮されております。

また、瑞穂市第1次総合計画の基本構想について、市総合計画審議会の答申文中で、JR穂積駅はまちの玄関であると同時に、財政的基盤となる商業、工業の発展にも大きく関与してきます。市の発展を考えるに当たり、駅周辺の開発を最優先に計画し、用地をどのように確保していくかといった骨格となる発想や観点を持たせる等、早急に実現に向け検討されたいとあります。

まず第1点は、駅北口の市有地の活用について。

現在、駅北口のロータリーについては、タクシーと通勤者の送迎車で非常に混雑して、利用者が大変苦慮されているわけでございます。特に雨降りの夕方なんかは、事故がないのが不思議なぐらいの状態でございます。そこで、駅の北口の市有地、別府349-10番地、面積384平方メートルの活用について市はいかがお考えか、お伺いいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御指摘の穂積駅の関係でございますが、穂積駅前広場は、議員御紹介のとおり、昭和57年度から南北の自由通路を皮切りに、増大する乗降客に対応するため整備が進められてきたわけですが、最初から駅前広場用地として確保されていたわけではございません。当時の国鉄用地の払い下げを受け、また多数の地権者の方より用地買収・借地をして現在のエリアになったわけでございます。

通常、駅前広場の必要面積は1日乗降客数（平成21年度では平均1万7,500人）に比例し算

定されるわけですが、57年度当初の乗降客、平均1万2,000人ぐらいですが、それから将来伸び率を乗じた見込み乗降客数に対応する面積、北が2,600平米、南が3,400平米で整備を進める予定をしておりましたが、予想を上回る伸び率で乗降客も増大し、混雑度は否めません。さらに用地取得で交渉が長引いたりして一部計画が滞っておりますが、このような現状の打開策として、御指摘の市有地ですが、この土地はそれまでに第1駐輪場の地権者の代替地候補として司法の判断を仰ぐまで駐輪場の一時的使用をしておりましたが、代替地決定後、先ほど言われました349-10番地ですが、これは面積が384平米ございますが、今のままで放置してございます。

この利用につきましては、議会の一般質問でも数回ございました。これについては部内でいろいろ調整をしたわけですが、なかなか思うように土地利用ができませんでした。それでもう一度、再度コンサル等も入れまして、混雑度緩和のためにスムーズに流れができるような形で、シンプルな形で整備できるように見直していきたいと考えておりますので、よろしく願います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございました。

今の答弁を要約しますと、駅の乗降客数が予想以上に増大しということで、私もJRでお世話になっておりましたので、本当に昭和のちょうど50年ころから平成のたしか15年までくらい、本当に予想のつかない、プロでも予想のつかないような乗降客がふえ、そしてそれから伸び悩んでおるわけでございますが、先ほどのお話を要約しますと、やっぱりそういうことと同時に、市有地は第1駐車場地権者の代替地確保として裁判になって、それが解決し、それ以後、たしか先ほど言われましたように駐輪場として一時使用され、そしていろいろと職員も検討され、また今度、再度コンサルを入れてスムーズな流れをシンプルな形でしたいということですが、そこでお聞きしますが、すなわちタクシーと通勤者の送迎自動車等の関係は完全分離できるような形でコンサルをかけておみえになるのか、その辺のところについてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） すみません、まだコンサルにかけたわけではございませんので、今後、来年度予算要求で検討していきたいというふうに考えております。一番の問題は、今、タクシーと一般車が混雑しています。それで、ちょっと前にも説明したかと思いますが、今の384平米の土地をタクシー乗り場とかなんかに使うには、横断歩道があったり、いろんなものがあります。そして、現在のタクシー乗り場を閉鎖しても、一般車をそこへ入れても、出たりなんか、そういう関係もございましてなかなかうまくいきませんので、ちょっと頭をもう少しやわらかくして考えたいと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） たしか部長にいつか職員の方がいろいろの案をつくられているのをちょっと見せていただいた記憶があるんですが、JRの今の市有地は、駅北口の通路の西側ですが、いわゆる大垣寄りですが、東側の岐阜寄りのところに少しだけ、擁壁までは全部瑞穂市のものだと伺って、境界ぐいとそうなんです、境界ぐいは。ただ、東側に少しだけ駅の処理施設が少しあるように見受けられるんですが、そのことは、ちょっと確認なんですけれども、ずうっと擁壁を含めたのがJRと瑞穂市との境なのか、あの部分だけ、北口のすぐ、今の市有地の反対側ですけど、あそこに一部少しだけあるように見えるんですが、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですが。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） すみません、今ちょっと位置が、トイレの東側ですか。市有地の西側の土地ですか。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 私の説明がちょっと悪かったと思うんですが、北口の通路がありますね、あのトンネルというか、北口の今の通路の。擁壁から出るもので市の土地だと思うんですけど、出るところが屋根がついてずうっと10メートルぐらいありますね。そのところのすぐ東側のところで、少しなんです。半分ぐらいのところはちょっと、私もまたJRの方へ行って聞いてきますけど、市の方もあるかと思うんですが、それが二、三の人が全体を市の、職員の方の話では全部市有地、こちらの瑞穂市のものだというような形のものが一、二枚ありましたので、だとすれば非常にもう少し、北出口の屋根つきのところを外せばずうっと広がると。トイレからずうっと擁壁のところへ回るように歩道をつけて、それで歩道は2メートルか、規定くらい、その定められただけ残してもらって使えれば、営業のタクシーを一番手前にして、それから途中、例えば今の市有地は矩形ですので、ほとんどが。それがもう少し利用できると思いますので、それでも、そのJRの土地が、先ほど言いましたものがJRとしても、そんなにいっぱいありませんので、5メートル四方もないと思いますので、それからいえば、もう少し植樹なんかを整理して、その通路の方を半分とか3分の1くらいにすれば割といい形になるかと思うんです。

といいますのは、先ほど言われました、今の市有地の隣で、その384平方メートルよりやや少ないと思われまますが、それでも貸し自動車がたしか14台ぐらい入っておりますので、特に瑞穂市の場合、住民の方が言われますのは、自分も思うんですが、きちんとさくがやっであるわけで、そのところについては、そういう点で非常に、ボランティアだと思うんですが、草む

しりもお金をかけておるし、そんなことはおかしいんじゃないかというような意見もございませぬので、その辺のところについて早急に検討して実現していただきたいと思ひます。それについては、いつごろまでにというようなことは、予定だけでもお伺ひしたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど言われまして土地利用につきましては、それも含めて検討したいと思ひていますし、計画につきましてもまだ具体化しておりませぬので、来年度に向けて予算計上したいと思ひていますので、御理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 市民の方も本当に苦情を言いつつ期待もしてみえらと思ひますので、早急によろしくお願ひいたします。

第2点は、穂積・リオワールド線、大野・穂積線のバスについて、駅南口のバス停で降車はできますが、乗車することができません。したがって、約500メートル近く離れた瑞穂ターミナルまで歩かなくては乗車できず、利用者は大変不便で、高齢者、障がい者、いわゆる交通弱者が大変困らおられます。

穂積・リオワールド線については、皆さん御存じのように昨年10月1日から平日14往復から9往復に改正、さらに大野・穂積線について、パナソニック工場の撤退がされ、平日15.5往復から9往復に改正され、また本年4月1日から北方・穂積線も大野・穂積線に統合されて、北方・穂積線4往復が廃止・減便されておりますのは御承知のとおりでございます。今後、バス利用者の利便性及び拡大を図るためにも、早急に駅南口バス停での乗車を可能にすることにより利用者の増大が見込まれ、一石二鳥、あるいは三鳥になるかと想定いたします。市はいかがお考えか、お尋ねします。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今議員さんの方から、それぞれのバス路線の運行状況が告示を既にされました。昨年10月から15.5便が1日に減便になったということでございます。それで、私ども最も心配するのは夕方のお迎え時間で、特に雨の日が交通渋滞を招いているようでございますけれども、先ほどのこうした減便とかバスの時間を調整することで何とか南口への乗り入れができないかと考えております。今年度、地域公共交通会議という会議を開きまして協議してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） その会議は年に何回行われるわけでしょうか、交通会議とかは。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） この会議は、いつでも開こうと思えば開くことができます。この後の質問の事案につきまして、先般協議会を開きまして、その後、こうした問題があるので一度調査をしてくださいということで岐阜バス等の方に申し上げてありますので、この状況をまた調査して会議を開こうと思っております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 先ほど少し回答もございましたが、本当に岐阜バスの路線バスの乗り入れが先ほど言いましたように33.5往復から15.5往復が減になっておるわけですので、そして今は18往復ということですので、ぜひそういう実態もよく、つかんでいっておられると思いますが、早急に会議を持っていただいて、駅南口バス停での乗降は私としては可能じゃないだろうか。いろいろダイヤ等の変更もされることが必要だとは思いますが、その点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、みずほバス、穂積・リオワールド線の申請に伴う返金状況等についてお伺いをします。

本年6月議会定例会で質問いたしました穂積・リオワールド線の障がい者等の運賃割引について、その後の経過、障がい者等に対する返金状況、返金対象期間についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、お答えする前にちょっとだけ確認をしておきたいと思いますが、この事案は、当初このコミュニティバスは穂積地区は2路線走っておりました。15年の5月に合併をいたしまして、穂積町と巣南町が合併して瑞穂市ができました。バスにつきましては、次の年の5月1日に路線を見直したという状況になっております。その5月1日に路線を見直す際に、岐阜バスが申請しました申請書の中に、障がい者と子供を半額にするよという条文がちらっと間違えて入れてしまったと。そうした中で、運行は引き続きずっと子供さんも障がい者も含めて100円ということで運行しておったということで、こうした問題がおきました。これも突如この夏に、ある方からこうした状況になっておらへんかということで指摘があったということで、初めて発覚したわけでございます。

そうした中で、どのように返金したかということでございますが、9月5日現在で返金の状況は19人、78万9,600円となっております。その内訳でございますが、みずほバスにつきましては11人、61万1,100円、子供さんは3人の1万7,800円、穂積・リオワールド線につきましては8人、17万8,500円、子供さんはお1人、1,400円ということでございます。この返金でございますが、通報があって私ども調べた後の7月12日から7月25日までにつきましてはこの市役

所のバス停の前で、それ以降につきましては名鉄岐阜バスターミナル並びに岐阜西営業所で受け付けをしております。まだお済みでない方は早目にお問い合わせをいただければ返還をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それで、返還の対象の期間でございますけれども、先ほど申しましたように、みずほバスにつきましては、合併をした次の年の16年5月1日から22年3月31日、ことしの3月までですね。といいますのは、4月に新しく路線の一部変更をしておりますので、その際にはその条文はなかったということではあるかと思えます。穂積・リオワールド線につきましては、この16年5月1日から22年7月11日ということで、7月12日からはバスの中で半額料金を適用してあるという状況でございます。

それで、今現在、コミュニティバスは3路線でございますが、今御指摘の穂積・リオワールド線は岐阜バスの路線バスでございます。私どもが補助金を520万円ほどお出しして、コミュニティバスと同じ料金で走ってくださいということでお願いしてある路線でございます。ということで、今現在は穂積・リオワールド線につきましては障がい者と子供が半額ということで運行しているわけでございますが、これではどうかということで9月6日の公共交通会議におきまして協議をしました。

その結果でございますけれども、穂積・リオワールド線につきましては、ほとんど市内を走っていること。それから、運行形態がコミュニティバスとはちょっと違うんですけれども、最終的には同じ料金で走っておること。他の周辺の市町村のコミュニティバスもほとんどが100円均一と、子供さん、障がい者も含めて100円均一で走っているということ。そして、当初からそのようなつもりで運行し、市民の皆さんにも御理解をいただいております。それから、このバスの運行の費用が今後好転することがないだろうということも想定されますので、今までどおり子供と大人は一律100円と、障害者も含めてでございますが、そのように穂積・リオワールド線については申請をし直すということで話が済んでおります。ただ、時期につきましては、申請の手続きがございますので、また穂積・リオワールド線の方で車内での周知をして進めていくということで御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今お聞きしたんですが、私の思うに、いわゆる岐阜バスの一般路線と申しますか、色も同じことですので非常に紛らわしいかと思うんですが、実際のことを言うと、やはりあそこまで100円で行けるということは非常にありがたいことではあるんですが、それでも普通の一般路線バスとすれば、やはり先ほど言われた障がい者、子供の半額ということは決められており、そういうことに自然となると思いますが、今後、そうとすれば、市内を走っているし、周辺町村も100円が多いということだったら、色を、できることなら色を少し変え

るとかなんかしないと、やはり住民のそういう専門の人に言わせるとちょっと紛らわしいんじゃないかという意見もございますので、検討していただきたいと思います。

また、その払い戻しのことですが、先ほど説明を受けましたが、ずうっとバスに乗る、しょっちゅう乗る人はある程度バスとか停留所に案内があったわけですが、7月26日以降は、先ほど言われましたように、名鉄岐阜バスセンター案内所及び岐阜バス岐阜西営業所、10時から11時まで実施ということになっておりますが、これもやはり限定というような形なら、当然お願いする事業者というか、瑞穂市の方もやはり責任は少しあるかとも思うんです。そういう点では、やはりでき得れば、このことが広報「みずほ」として載ったのがたしか8月号だったと思いますので、その辺のことについて何か、私の方へはちょっといろいろ言う方が一、二ありましたが、総務課の方へはそれについて質問とか、そのことについてあったかどうかお伺いします。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） この件につきましては8月の広報並びにホームページ等でお知らせをしたところでございますけれども、総務課の方に特に直接お問い合わせがあったということはありません。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 次に、市のアジサイの管理についてお伺いをいたします。

たしか旧巢南町は、町の花として、3村合併を色であらわし、3色により一つの花をなしているサンショクスミレを選定され、町の木として、皇女和宮が呂久の渡りで感激を寄せられたもみじに由来し、町の木がもみじに指定されたようでございます。また旧穂積町では、公募により町のシンボルとして応募数の多かったものから、町の花としてアジサイ、町の木としてハナミズキが決定をされておりました。両町が合併し瑞穂市となり、市のシンボルとして、個性豊かで、やわらかな人間性の瑞穂市民にふさわしく、魅力あるまちになるように、市民に親しまれ、なじみが深い市の花としてアジサイ、市の木として桜が選ばれております。

しかし、市内にアジサイの植えてある箇所があちこちにあるわけですが、最近、手入れが不十分で、ササやつる草などで枯れる寸前の箇所も見受けられるわけでございます。その対策として、老人クラブ等に協力を依頼しながら、現在手入れが不十分な箇所について各地区ごとに分担管理して、1人1本ごとに責任者を決め、年間を通じて雑草などの除去、施肥等、年間の管理をお願いする。そしてまた、さらに地区の老人クラブ単位等でアジサイのコンクール等を市で開催し、立派に花を咲かせた、尽力された地区を表彰するなども想定できますが、どのようにお考えかお尋ねします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） アジサイにつきましては、当時、ボランティアの皆様によって、挿し木、育てられた苗を一般育苗者に花を咲かせるまでということで、市内で受け継いでいただいた里親制度がございます。そうした美観の共有、そして里親と育成者という交流の場があったわけですが、里親さんたちの高齢化、それから育苗の状況等不安定な要素などございまして、いろいろ問題が生じてきました。現在、市の河川花木として市の花になっておりますが、これにつきましては糸貫川の堤防、只越地内ですが、約679本、五六川堤防の牛牧団地の東側ですが、ここで240本、本田の保育所北側でわずか2本ですが、それぞれ市の方で剪定と除草等を年3回程度行っております。なかなか100%の管理はできませんが、業者の方へも委託してやっております。先ほど議員が言われたように、ボランティアの方々でやっていただければいいんですが、堤防にあたり、交通量が多かったり、いろんな問題があってなかなか100%の管理ができていない状況でございます。

いずれにしても、今後、市の花であるわけですのでアジサイについてはふやす方向でいきたいとは考えておりますが、今現在、花のまちづくり事業として、市内の花壇等にも普通の花の苗を配布してボランティアの方々いろいろな育成を行っていただいておりますが、なかなか苗の方も、苗の里親というのは御存じのように、花の苗の里親もそういう制度があったわけですが、これについても高齢化とか、うまく育てられないと次の花壇に花が咲かないということもございまして、現在その制度につきましても苗の方は一般でつくっていただいたものを配布しているような状況でございます。いずれにしても、なかなか花の維持管理については難しいものがございますので、うまい形で地域のボランティアの方々との連携がとれていければいいなと思っておりますので、これについても、今まで花ばかりでしたが、アジサイについても一度こういう会議の中で検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 先ほど、花壇にも一部アジサイを入れてもらえるということですね。ちょっと確認であれですけど。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 今の花のまちづくり事業で花壇に入れておりますので、これは今やってみえる方と相談をして、市の花ですので入れたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。アジサイの花も喜ぶと思っておりますので、そし

で今私が言いましたように、写真もちょっと撮らせていただいたんですけど、今言われたところじゃなくても、五、六本とか20本とか入れてあるところが少しありますので、そういうところは私がちょっと提案しましたようなふうなことも含めて今後検討していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、穂積タリの道路整備についてお伺いをいたします。

この土地は、昭和46年から50年にかけて、道路整備が目的で当時の穂積町に土地を寄附されております。その後、平成9年10月14日、穂積町長に対し、穂積タリ3132 - 2、3133 - 2、3134、3139等の関係者13名が連署で道路整備促進要望書を提出されております。昨年5月議会の定例会で質問の際、地籍調査により平成22年度から土地を確定するとの答弁でありました。現在努力中とは考えますが、その後の経過についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 穂積のタリ地区の地籍調査の関係ですが、道路整備のことは後にして、地籍調査につきましては、平成22年度実施状況については、昨年の答弁の中で述べましたように、平成21年度までに一筆調査、登記簿に基づく権利関係調査をいたしておりまして、本年度から土地の確定調査に入ります。今月下旬には、登記簿上の地権者の方々に事業説明会の案内を送付したところがございます。説明後には、一筆ごとの土地について、公図等の資料によって関係者立ち会いのもと、所有者、地番、地目、境界の調査・画定と入っていく予定をしております。

いずれにしても、この地籍調査事業では所有権の関係、面積を調整したり、そのようなことだけですので、それに基づいて土地の境界の画定作業まで事業が実施できます。道路整備につきましてはまだその先で、売買とかいろんな手続が発生してこようと思いますが、先ほどの土地につきましては、既に今の所有権者というか、登記簿上の所有権者ではございませんが、そういう方との説明会は既に終わっておりますので、今後この地籍調査事業が完了後、またそういう手続に入っていく予定をしております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 一般の方へは説明が最近あるんですか。役員だけはあったようですが、その辺のところをちょっと教えてください。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 今月の28日に説明会を予定しております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） そこで市長にお尋ねしますが、市長もちょっと御存じなんですけど、

今は多分字界もしっかりしていないし、地籍調査でそういうものをしていただくのは本当に結構なことですが、地籍調査ができ次第、早急にやっぱり市のものになっているものを道路整備をして、もとの地権者にするとか、いろんなあれがあるかと、一部変わっているところもあると思いますが、その点について、固定資産税も入ってこないかと思しますので、市長の考え方をお願いします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

タリの問題につきましては、たびたび広瀬議員から御質問をいただいております。都市整備部長の方からお答えをさせていただきましたように、本当にもっと早く整理をしたいと思っておるところでございますが、地籍調査をするということで周りの境界も画定します。画定がしましたら、いち早くこれは進めたいと思っておるところでございます。本当に何十年も大きな面積が税金がかけていない、これも市街化、私が引き継ぎするときには一切そういうことは私は引き継ぎをしておらんわけで、本当にこんなところがあるということを知ってびっくりしたところでございます。それも面積も全部で三千どんだけあるわけでございまして、本当に税にしましたら相当な金額、そういうところが放置されておったということでございます。この地籍調査が終了次第、早速予算化しまして整理をさせていただき、そのことをお約束させていただいて、私の答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。市長もそういう、もともとおっしゃってみえるんですが、地籍調査により境界が画定すれば、ある程度、特に河川もありますし、字界等々もありますので、早急に進めていただくということで強くお願いをし、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、広瀬捨男君の質問を終わります。

次に、改革、土屋隆義君の発言を許します。

土屋隆義君。

2番（土屋隆義君） 皆さん、おはようございます。改革の土屋隆義です。議席番号2番です。

議長より発言の許可をいただきましたので、今後の瑞穂市のごみ処理行政について、6点にわたり一問一答で質問させていただきますので、明確な答弁をお願いいたします。

以下、質問席に移させていただきます。よろしく願いいたします。

平成20年9月の議会、平成22年3月の議会においても同じ中身について一般質問をしておりますが、十九条と穂積町との協定書の中身が半分以上にわたり無視されている。無視されている理由ですけれども、私が考えたことなんですけれども、十九条の中間処理焼却炉が、揖斐郡

の藤橋村に本巢・揖斐の大型焼却炉ができるまでという空想論に終わっている中身がある中で、現在の美来の森の現状があるわけです。あえて私はこの中身で3回目の一般質問をすることにいたしました。

さて、瑞穂市の行政側の対応が他の市町と比較して10年もおくれているということをして市役所の職員からお聞きしておりますが、このような実態になっていることを堀市長を初め担当部長はどのように認識しておられるかをまずお聞きいたします。

その答弁を踏まえて、今後の瑞穂市のごみ行政に対して以下6項目に分けて質問いたしますので、一問一答でお答えいただきたいと思います。

1番目に、穂積町と十九条町内会との協定書によってつくられた一般廃棄物処理施設焼却炉はいつ撤去するのかを、平成何年何月という形で具体的にお答えいただきたいと思います。また、その経費は幾らかかるかについても答弁いただきたいと思います。現在の焼却炉は平成21年4月より中止しております。その理由も答弁願います。

ちょっと私は県の方へ行って調べてきましたんですが、廃止届を出さないと、次のステップに入るのに1年半から2年かかるということを知って来ました。これは行政の方も知ってみるかと思いますが、廃止届をして次のステップ、例えば何をつくるにしても1年半から2年かかるということになっていますので、仮に基本計画ができて、これはすぐできないわけですよ。例えば計画が、基本計画があります。それをやろうと思ったって、届けてから1年半、2年かかるわけですから、すぐできないわけですよ。そういう実態になっておりますので、その点もしっかりとそういう中身を含めた答弁をお願いいたします。

以上、1番目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 土屋議員の質問に対しまして、一つ目、市職員がごみ行政に関しまして10年おくれているということを知っているかとの御質問に対しましては、各市町も今現在、循環型社会の構築を目指しております。当市も昨年、ごみの基本計画をつくりまして循環型社会の構築を目指すわけでございますが、その中で排出抑制、資源化、適正処理を推進するに当たりまして、平成18年度から西濃環境整備組合への粗大ごみの廃プラスチック、木くずを30センチ以内に破碎して、フィフティー・フィフティーで持ってこれるということになっております。その搬入可能になったことの対応がおくれていることは否めませんと思っております。今後は、昨年作成いたしました一般廃棄物処理基本計画にのっとり事業を進めていきたいと思っております。

それから、焼却炉はいつ撤去するのかに関しましては、昨年の3月定例会の中で、平成23年度をめどにリサイクルセンターを視野に入れて粗大ごみの有料化を考えております、そのときにあわせて焼却炉の撤去も同時に考えておりますと答弁しております。ということで、23年度

をめど、目標としております。

それから、その焼却炉の処理の方法で、スクラバー汚泥というものが焼却の後に出るものでございまして、その受け入れ先、旧は長野県のイー・ステージというところで受けていた但实际上は、そこの施設からの受け入れがだめだということで、受け入れ先がないということで昨年の4月から焼却炉はとめております。

それから、粗大ごみのプラスチック、木くずを30センチ以内に破碎すれば西濃環境への受け入れが先ほども申したとおり可能なこと、それから県外へ搬出の廃プラスチック、木くずの処理が埋め立て処理からリサイクルに変わってきておることをかんがみまして、明確には言えませんが、23年度をめどに検討したいと思っております。

それから、焼却の撤去するための費用に関しましては、見積もりは徴収しておりませんが、処分費を含め7,000万ぐらいと聞いております。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2番（土屋隆義君） 今部長から答弁をもらった中で、スクラバーの受け入れ手がなくなったので焼却炉は中止しておると。もう既に1年半を経過しておりますが、次のステップに入るのに非常に時間がかかるということは、これから計画を立てるのに非常に難しい難問にぶつかるわけですね。そういうことがわかりましたけれども、要するにできるだけ早くやるということが一番大事じゃないんでしょうか。

ということで、次は2番目に、現在の美来の森の南側にあるごみの山、今はどうなっておるかといいますと、ちょっと見てください。

議長（小川勝範君） 土屋隆義君、みんなに見せる前に、議長の許可を得てから見せてください。こちらに見せてください。議場で皆さんに見せる場合は、議長の許可なしでは見せられません。

写真については許可をしました。

2番（土屋隆義君） 今議長より許可をもらいましたので、傍聴席の皆様、それから議員の方、現在の美来の森のごみの山、これがこういう状態で管理されている。これが法的にきちんと認められているかどうかは疑問がありますけれども、現場はこういう状態です。だから私は、瑞穂市のためにも本当にこんな状態でほかっていて、こと自体が間違っていると思いますので、どうか皆様、応援の方をよろしくお願いします。

2番目に、現在の美来の森の南側にあるごみの山は、いつどのような方法で撤去するのか。具体的に、できれば業者名、金額等、処理の仕方について説明をしてもらえるとありがたいわけですね。要するに粗大ごみのごみの山が、その都度その都度山になって、もしここで万が一にも火をつけられたりしたら、これは火事になるわけです。こういう状態で管理されているこ

と自体が瑞穂市としてどうなのかということですが、それについても、法的には問題ないという回答が多分出ると思うんですけども、その辺を少し説明してもらえるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 弘岡部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 現在の美来の森の南側、焼却炉のあるすぐ南側にある山は、搬出する予定の木くず、プラスチックを仮置きしているものでございます。写真、今、いつの時点の写真かはちょっとわかりませんが、木くずの絵が載っておったと思いますが、それは粗大ごみで出たもの、毎週水曜日、第4日曜日に出されたものを粗破碎したものが山になっているものと想定いたします。

それで、木くずは、3処理施設で、サーマルリサイクルをしているところへ搬出してあります。市川環境、千葉県の子西市、それからエコマインド、富山県の富山市、それからカンボ、京都の南丹市の方へ搬出してあります。21年度は368.88トン、合計ですが、処理費といたしまして運搬も含めまして2,100万。それから廃プラスチックの方なんですけど、3処理施設の方で、これもサーマルリサイクル、固形燃料としてつくるところでございます。市川環境、カンボは同じところですね。それからJFE環境、神奈川県横浜市の方へ搬出してあります。21年度は306.6トン、3,000万円かかっております。

それから南側の鉄塔側の方の山は、最終処分場でありまして、本年度に西の方にならし、埋め立てする残量を調査し、最終処分場の廃止へ向け、終了届を県に提出できる状態にしていきたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2番（土屋隆義君） ありがとうございます。

それでは3番目に、平成23年度にリサイクルセンターの建設が計画されていると聞いておりますが、その場所、規模、それから金額等について、北方町のまねをするんじゃなくて、よいところはもちろん取り入れて最新型の設備にしてもらいたいものです。その計画等について、22年度の調査費としてごみ処理計画500万円を予算計上してありますが、その中身について現状報告として明確に答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 弘岡部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 仮に美来の森で稼働する場合の課題についてでありますけど、まず現在の美来の森は、ストックヤード、中間処理施設、一応焼却炉、それから最終処分場の3機能のある施設であります。課題ではありませんが、まずストックヤード建設のときのように、平成16年度につくったものでございますが、十九条自治会に中間処理施設の変更整備についての説明会を開き、信頼関係を構築したいと思っております。

課題といたしましては、先ほど申しましたように、美来の森の方は最終処分場がございますので、最終処分場の終了・廃止が必要となります。先ほど議員の方も申されたとおり、廃止後2年間の水質、ガス等の検査をしなければなりません。それから二つ目に、中間処理施設破砕機を整備するに当たり、粗大ごみの有料化に伴う粗大ごみの排出量により、破砕機の規模を検討しなければならないと考えております。

それから、本年度のリサイクルセンターの調査委託料として500万円を計上しておりますが、その調査委託の進捗状況についてであります。粗大ごみの有料化に向けた費用検討資料の作成及び中間処理施設に破砕機等を設置した場合と外部委託した場合との費用対効果を比較分析する事業委託として、6月25日に財団法人岐阜県公衆衛生センターと契約を結んでいます。契約金額は127万500円です。また、美来の森最終処分場廃止に向けて、美来の森の地籍調査業務、それから美来の森の一般廃棄物最終処分場廃止確認等の調査事務を考えております。これはまだ行っておりません。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2番（土屋隆義君） それでは4番目ですが、平成15年の5月1日に瑞穂市が誕生して7年を過ぎたのに、旧穂積地区と旧巢南地区のごみの収集方法と収集日、これが異なっています。なぜ統一して便宜を図らないんでしょうか。行政側から住民の皆様にも協力をお願いして、ごみ出し減量作戦を展開していくのはいかがでしょうか。その具体的な策はあると思いますが、要するにかさを減らすということが一番基本なんですけれども、このままに今の状態でしておくのか、一歩でも二歩でも進めていくのか、その考え方を教えてください。

議長（小川勝範君） 弘岡部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 現在のところ、合併して7年が過ぎておりますが、すべての統一はできておりません。しかし、平成20年の11月には廃棄物の減量等推進審議会を発足し、審議・検討していただき、一般廃棄物の処理基本計画の中に粗大ごみの有料化、リサイクルセンター建設を視野に入れた計画及び分別収集方法の統一について記載されており、審議会では、できるところから推進していきましょうという話があったそうです。

それで、その第一歩として、早速、平成21年3月に広報にあわせて、新たにつくり直したごみの出し方についてのリーフレットの全戸配布及び「不燃ごみ収集日について（お願い）」といたしまして回覧を穂積地区のみ挟み込みをしました。プラスチックの集積場における収集不燃ごみに粗大ごみとして出されるべきごみが出されているので、今まではわかりにくかった地区集積場に出せる不燃ごみの種類を決め、周知徹底の啓発をさせていただきました。このときあわせて、蛍光灯、乾電池は粗大ごみ、有害ごみとして直接搬入してもらうよう発信しました。なお、今現在は、穂積庁舎、巢南庁舎の拠点回収と、巢南集積場と美来の森への搬入となって

おります。その後、7月号の広報に「ごみの出し方について」を掲載し、再度周知徹底の要請をさせていただきました。

なお、リーフレットをごらんになられるとわかると思いますが、可燃ごみ、飲料用瓶、ペットボトルにつきましては、穂積地区と巢南地区ともに収集形態は同じであります。それ以外の穂積地区で言うと不燃ごみの部分、巢南地区で言うと缶類、プラスチック類、この部分が統一されていないということになりますので、そこの部分の統一に向けて、現在、穂積地区と巢南地区の集積場の立地条件や収集形態等の比較検討を行い、どのような統一方法を行えば市民の方々にも本市といたしましても有効なのか、費用対効果をかんがみながら検討を行っております。

それからもう1点の、ごみ出しの減量作戦の展開はいかがかについてでございますが、市民の自助努力による排出抑制事業で、大変いいことだと思います。可燃ごみでいきますと、水分が一番多いことから、水切り等をして出していただければ、ごみの排出抑制にもなると考えております。それから西濃環境に伴う焼却の燃料費も削減につながると思います。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2番（土屋隆義君） 今部長から非常にいい回答をもらいました。私も先般、西濃環境へ視察に行っているいろんなことを聞いてまいりました。瑞穂市は西濃環境で年間約1万1,000トンの可燃物を燃やさせてもらって非常にありがたいわけですね。そういうことで、非常にかさを減らす、水分を取ることが一番お金にもつながっていますので、今後ともよろしく願いたいと思います。

それでは今度5番目ですけれども、粗大ごみ収集日に交通渋滞の緩和策として、十九条東自治会も含めた通学道路とも関係する美来の森の西側の十九条と上牛牧の南北道路、これは早く開通させてほしいと思っていますが、用地買収ができないと完全に無理なのか。測量して伏せ越しでもいけるのではないかと聞いておりますけれども、これに対して具体的なことをお聞きしたいと思うんです。

これはどういうことかといいますと、まず粗大ごみの日にあそこの現場で何が起きているか。交通渋滞で、コメリと東海道線の方へ走る南北道路、ここでけんかが起きたわけですね。私は現場におったもので、どうなったかといいますと、その日はといいますか、粗大ごみの日は、前は東西の県道からも入れたんですが、それを一方通行にしたもので、逆にコメリの南北道路の県道、あそこで美来の森の方へ回る車が信号を出して待っていると、次の車がもう行けないわけですね。渋滞してしまっているのもう行けない。だから東海道線の下まで全部自動車がつながってしまうわけですね。こういう状態が起きておるわけですね。だから、ここは当然、大至急南北道路もつくって、美来の森の西側ですよ、これを一刻も早くやらないかん状態になっ

ておるのに、全く手をつけない、ほかってある。これは情けないようなことが起きておるわけですね。ぜひともひとつこの点について、市長の回答も欲しいんですが、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御承知のとおり、美来の森の西側、この道路につきましては、三甲プラスチック工場の東のところまでは県道から南へは昨年度完成しました。そこから南につきましては、道路と水路、いろいろありまして、十九条の東西の都市下水路、こういうものとも交差してなかなか複雑な構造にもなっております。それと、議員にも地権者の間に入っていただいて、いろいろ御協力をいただいております。どうしても地権者の関係が整理できないと、通常ですとなかなか工事ができません。ここについては幅員、旧の導水路幅員もございますので、先ほど言われましたように、伏せ越ししてできないかと言われれば可能ですが、いずれにしても、境界の確認作業、地権者との間の境界の確認作業、それと工事をやるにはどうしても換地、換地というのは市が持っています土地だけではできません。掘削とかいろいろなことをすると工事に影響も出ますので、どうしても民地をお借りしたり、いろいろなことが出てきます。こういうことが地権者の方の御理解等いただければ、水路を伏せ越しして、北から南、牛牧の方からずうっと来る道路が完成します。

それと、先ほど言いましたように、水路が複雑な形になっています。伏せ越しする部分もあったり、それから十九条の北から、先ほど言いました三甲プラスチックのちょうど左、東側には大きな水路もあります。これが五六へ通常は直接排水がされております。大雨が降ったときには、これが伏せ越しをして牛牧の方、五六西部の排水機の方へ流れる水路もあります。そして懸樋も一部ございます。こういういろいろな問題がありますが、可能かと言われれば水路の伏せ越しは可能ですし、いろいろな問題も抱えているのは事実ですし、先ほど言われました、ちょうど今の搬入時期には道路が込むのも承知しております。こういうことも含めながら、地域の皆様方、地権者の御協力をいただいて、整備ができれば進めていきたいと考えておりますので、また議員の御支援をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2 番（土屋隆義君） 南北道路については、非常に難しいけれども、伏せ越しでいくというあれですね。回答はあんまりよくないんですけども、要するに用地買収ができないと本当に行政が大変難しいという問題を抱えるわけですけど、だけど、難しいとって避けて通るわけにはいきませんので、ぜひ行政側の努力もよろしく願いしたいと思います。

それでは 6 番目ですけども、平成 20 年度に瑞穂市一般廃棄物処理基本計画が策定されてい

ます。それによりますと、平成23年度にはリサイクルセンターの建設が計画されています。そこで、リサイクルセンターの構想、またリサイクルセンターが仮に十九条の美来の森で稼働される場合に伴う課題についてお伺いをします。

まずリサイクルセンターですが、どのような構想を考えてみえるのか、明確にお答えをお願いいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 土屋議員の方から、美来の森に関係しましていろいろ御質問をいただいておりますのでございます。

このごみの関係におきましては、当初お話がございましたように、はっきり申しまして瑞穂市の場合はごみ処理がおくれておること現実でございます。これまで合併しまして7年経過しておりますが、毎年大きな10億以上のお金がいろんなことに投資されてまいりました。まず一番初め、合併と同時に生津のふれあい広場、この合併特例債も16億5,000万以上の投資がされております。さらに給食センター、消防署、また別府の保育所、そして中学校、もう10億以上の大きな投資をしてきたところでございます。

そんな中におきまして、ごみがおくれておことは御案内のとおりでございます、これを抜本的にしなくてははいけない。先ほどパネルで皆さんに御指摘がありましたとおりでございます、私としましてもあの現場へ行きますと目を覆う状況でございます。このことにおきましては、御指摘がございますように何とか整備したいという気持ちはございますが、特にこの道路関係のことについてであります、こういった関連する地元の要望事項も解決しなくてははいけない。これにおきましては土屋議員が、旧穂積町時代から十九条地内の問題が尾を引いておるわけでございます、そのことについていろいろお取り組みをいただいておりますが、なかなか解決できるところでございませぬ。そんなところですから、市としましては、今御質問がございましたように、やはり道路を整備せんことには美来の森の整備はできません。ですから、御質問がございましたように、どうしてもできない場合は、来年度は伏せ越しして道路を整備したいという決断をいたしております。これは、もう一度私も地権者に会いましてお話を申し上げ、それでどうしても用地交渉ができなければ、伏せ越しして道路を整備して、そしてこの美来の森の整備をしたい。

この森の整備におきましては、23年、24年でリサイクルセンター建設、これは避けて通れない課題でございます、このリサイクルセンターは北方町の方にも議員の皆さんにもすべて見に行ってくださいしております。1万8,000のまちがあれだけの施設をつくっておるところでございます。瑞穂市も本当にしっかりと考えて整備をしていかななくてははいけない。そして、いつのときでも、この不燃物にしましても、今は年末とかいろいろ、月に1回とか、こういう限定がされておるわけでございますが、これがいつでも持っていけるような状況にすれば、一気に

車が来ることはございません。そういう関係で、やっぱりそういった整備をしていかななくてはいけない、このように思っておりますので、このリサイクルセンター、あそこにつくった場合ということで想定をしながら、これは議会の皆さんとしっかりと議論をしたいと思って、その今たたき台をつくるべくあるコンサルタントをお願いをしまして、いずれにしましても皆さんと議論をしないといけない。たたき台をつくらんことには何ともできません。そして、どのくらいかかるのかといったこともしないといけないわけでございます。

この施設、安定管理型の埋め立てのあれでございますが、これの廃止を、また焼却場も撤去し、そしてこの廃止の手続きをとりながら、並行してそういう計画を進めていかななくてはならない、このように思っておりますので、いよいよ真剣に取り組んでいきたいということをおっしゃるので、そこら辺のところを御理解いただきますよう、そのたたき台ができましたら議会の皆さんと篤と御協議をして前向きに進めていきたいなと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 土屋隆義君。

2 番（土屋隆義君） 今、堀市長から本当にありがたい回答をいただきましたので、お礼を言いたいと思います。

最後になりましたけれども、私は先般、岐阜市、それから大垣市、それから県庁、あちこちちょっと回らせてもらって担当の方にいろいろお聞きしたことなんですけど、ごみ処理について瑞穂市はかなり特出しておるといいますか、経費がかかり過ぎております。といいますのは、ごみ処理に関して瑞穂市は年間約 8 億に近い、7 億 8,000 万、人口 5 万人、大垣市は約 15 万人ですけれども、20 億のごみ処理経費、それから岐阜は岐阜市全体で人口 40 万、ごみ処理費 50 億かかっていることを聞いてきました。それを比較してみますと、人口の割にやはり瑞穂市は多過ぎます。その原因は当然行政側でもある程度はつかんでみえるかと思うんですが、ただ、この基本計画があるんですけど、うたい文句は立派です。これはきちんと書いてありますけれども、それに対してじゃあどうするかという、コメントみたいなことはいっぱい書いてありますけど、やはり中身をもっと充実させないと瑞穂市の発展はないと思うんですが、本当に今後ともこれに対してはしっかりと取り組んで、いろんな面に提案をしていただきたいと思います。

そういうことで、ここに 21 年度のごみ処理基本計画があります。うたい文句は非常に立派にできておるといいます。だけど、いざ実行となるまでの時間がかかり過ぎています。要するに理想論に走り過ぎているような現状は、やはり総論賛成・各論反対というねじれ現象が起きているわけですから、議会にのみ判断を任せるのではなく、行政がしっかりとの方針を立てて問題を提起してくださいますようお願いしたいと思います。今後は、私も瑞穂市の可燃物等の

減量作戦の先頭に立って自治会の力をおかりしながら頑張っまいますので、行政の方々及び市会議員の皆様方、応援をよろしくお願いいたします。

これをもちまして私の3回目の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。
議長（小川勝範君） 以上で、土屋隆義君の質問を終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。10時50分から再開をいたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時54分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

きょう冒頭に皆さんに報告をするのが本意でございましたが、松井監査事務局長は急遽、体の調子が悪いということできょう欠席しておりますので、よろしくをお願いいたします。

瑞穂市民クラブ、清水治君の発言を許可します。

清水治君。

14番（清水 治君） 議席番号14番、瑞穂市民クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問の方をさせていただきます。

傍聴の皆さん、大変お忙しい中、傍聴いただきまして大変ありがとうございます。

今回の質問事項は、一般廃棄物の処理基本計画の推進状況と企業誘致についての2点を質問させていただきます。

それでは、これより質問席にて質問させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず初めに、一般廃棄物の処理の基本計画の計画スケジュールということで、リサイクルセンター及び23年度をめどに行われるということになっておりました分別収集区分の統一及び粗大ごみの有料化の実施については、先ほど土屋議員の方からきめ細かな質問がされましたので、この辺は簡単にいかせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まずリサイクルセンター、これにつきましての構想、先ほども出ていましたけれども、これはごみ処理の基本計画の中では、可燃ごみを除く資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみなどの中間処理の方法として基本計画の中では示されております。それで、この調査をされるということで500万円が計上されておると。今回予算が組まれておりますけれども、先ほども土屋議員の方から出ておりましたけど、この調査をされるには、恐らく目標があってこの調査をされると思うんですけど、まずその調査を目標に向かってどのようにされているのか、その辺をもう一度お聞かせ願えればありがたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 清水議員の質問にお答えいたします。

重複いたしますが、ごみ分別の統一に関しましては、一部発進しましたが、まだ完全ではあ

りませんので、統一に向けて現在、穂積地区と巢南地区の集積場の立地条件や、拠点回収も入れた収集形態等の比較検討を行い、どのような統一方法を行えば市民の方々にも本市としても有効なのか、費用対効果をかんがみながら検討を行っておりますので、ごみ処理基本計画の第1次目標年次を成果目標年次として進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

また、粗大ごみの有料化に向けては、先ほど土屋議員の質問で申し上げましたとおりの進捗状況でありますので、23年度から実施に向けて調整中でございますので、よろしくお願いたします。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） あと、この調査委託料ということで500万計上されている中で、この調査結果が今後検討されながら進められると思うんですけど、今現在この500万の計上されている予算はどのくらい使われて、どういうふうに使われたかという、契約をされたりなんかされていると思うんですね、委託料ということで。その辺を教えてくださいませんか。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 粗大ごみの処理費用対効果の検討及び費用対効果の分析の業務、それを9月半ばごろにいただきたいと思っております。先ほども申したように、財団法人の公衆衛生センターと契約を結んでおりまして、その金額が127万500円でございます。それに向けて、またリサイクルに向けての有料化のデータ等もいただくわけでございます。現在は、先ほども申したように、10月の半ばぐらいにはデータをいただけますので、それに向けて発進していきたいと思っております。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 先ほど土屋議員の方からも、旧巢南と旧穂積の分別の違いということで御指摘がありました。リーフレットというか、この案内を見させていただきますと、粗大ごみの方は穂積も確かに巢南の方も一緒なんですけど、要は通常ステーションの方に出すごみ、可燃ごみは一緒ですけど、この中で旧巢南の場合はもっと細かく、飲料用の瓶、缶類、ペットボトルというような形と、プラスチック製の容器包装という形で細かくなっています。穂積の方は可燃ごみ、飲料用瓶、それから不燃ごみということで、この不燃ごみの日にいろんな金物とか、あとプラスチック製品、それからガラス類とか、そういったものが集められているということで、ここに要するに統一されていないというのが、これは前々から私も質問させていただいておる事項だと思うんですね。

それで、今、23年度からこれを統一するというので検討されておるということですけど

も、本当に実際に23年度からこれが統一されるのか。一つは、回収業者も違うということがありますので、穂積と旧巢南の場合は。これを統一するということはなかなか難しいと思うんですけれども、こういった本当に資源ごみというものを細かく分けるということで旧巢南の場合は自治会が先頭になって、自治会長さんを初め本当に住民の方、説明会等を何遍もやりながら今ここまで来たという実績があるんですけれども、広さとか人口も全然違いますけれども、旧穂積としてもそういった方法を今後、市民への環境の教育、それとか減量化の指導、そして情報提供、こういったものを含めてどのように進められるのか、現在どの辺まで進んでいるのかをお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 先ほどの23年度をめどですので、目標という意味であるわけなんです。計画の処理計画の方で、先ほども申しました第1次目標年次というのは平成25年度の見直しという意味でなっておりますのでございます。それで、今御指摘のとおり、火曜日の、旧の穂積で言う火曜日の缶類と、それから瓶、3種類で分けているものは一緒なんです。その言われた木曜日の、旧の穂積で言う木曜日の不燃物に関してが御指摘のとおり違っております。そこをどういうふうに統一というのは、巢南は資源ごみと可燃ごみというふうに、収集形態はそれだけということになっておりますが、そこを基本といたしまして、どの方法が、拠点回収を加味しながら検討していきたいと思っておりますので、年度的には先ほども申したように第1次目標年次を成果目標として検討を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） ごみ問題というのは、合併して何年もたっております。同じ瑞穂市の中で違いがあるということは、これは住民サービスの観点から見しても、やっぱり早急に統一できるような検討をしていただくことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは次の質問ですけど、企業誘致について質問をさせていただきます。

3月議会において、私どもの会派の会長の山田議員が企業の誘致について一般質問をされております。その中で山田議員は、企業の誘致に当たってどのような努力をしているのか、その中身が問題であるというふうに指摘をされておりました。

今、世間ではこういう不景気ということで、企業が倒産したり、業務を縮小したり、瑞穂市においても少なからず影響が出ております。そういった状況の中、県や他の市でも企業誘致課にていろんな情報を流して努力をしてみえるというふうにネットなんかを見ますと出ております。瑞穂市はこの企業誘致というのを商工農政課にて行ってみえますが、現在、企業誘致を促進するためにどのような方法で行ってみえるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 清水議員からの御質問にお答えします。

現在、瑞穂市では工場適地への企業誘致を推進しておりますが、リーマンショック以降、経済状況が悪化しておることから企業進出には至っておりませんが、現実なかなか難しい状況でございます。企業誘致につきましては、県の企業誘致課からの照会等により、工場の跡地、今建っているものについての照会が何件か来ておりますが、今、工場適地にしております地区への照会がなかなかない状況でございますので、逆に調整区域等につきましては、地区計画等につきまして既存の企業の拡大、それから新しい企業の推進について今調整をしているところでございます。企業誘致課ともいろいろ連携をとって今後進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 3月議会の山田議員の質問に対して、県の企業誘致課の方といろいろ協議をしている状況ですというような答弁をされていましたが、私も県の企業誘致課の方へ行きましてお話をいろいろ聞いてきたんですけども、岐阜県ではこういったパンフレット等を出しながら企業誘致ということでやってみえるんですけど、瑞穂市としましては、この県との協議、いろいろ協議をされておるといことですけど、県に対してどのような協議というのか、御指導というのか、そういったものがされているのかということをお聞きしたいんですけど。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 現在、企業誘致課と話をしておりますのは、市内にあります大手企業、この関係で拡張という要望が来ておりますので、これにつきましては昨年度から企業誘致課と相談しまして、また部内でも数回調整会議等を開いて、A社のスケジュールに沿うような形で県企業誘致課と協議をしております。これにつきましては県の方の助成制度等の活用等も考えておりますので、その辺の調整等も図っております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） あと、瑞穂市内の農振地域内ですね。これは旧巢南の時代から、十七条及び田之上地内で農振が除外されている地域があります。これは企業の誘致が目的で農振が除外されているというお話を昔聞いたことがあるんですけども、現在、田之上の方でも結構、岐阜工業さんとかそういったものが来ていますし、この間も2件ばかり誘致があったということをお話を聞いておるんですけども、この農振地内の除外されている工業地域というんですか、工業を誘致するというような形でされていると思うんですけども、これの利用方法と言うとおかしいんですけど、そういったPRとか、そういうようなものを含めて、ここはどのよ

うな形で検討されているのかをお聞きしたいんですけど。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員から御指摘がありました、農振除外をして工場適地というふうにしております。平成6年に十七条地内で9.5ヘクタール、田之上地内で3.6ヘクタールを工場適地として農振除外がされております。このPRにつきましては、まだ地権者の関係、地権者には説明してございますが、所有権の関係がまだ個人のままでありますので、市の方でプロパー事業として取得しているわけございませんので、照会程度という形になっております。企業から照会があったら紹介する、こういうところが農振が除外されて工場適地ですよという紹介程度にとどまっています。土地のまとめとか、直接の照会までは至っておりません。そんな状況でございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） こういった不景気のときにこそ市として企業を誘致するためにいろいろ努力する必要があると思いますが、瑞穂市としてこの企業を誘致するための優遇措置といったものはありますか。なければ、何か将来的にはそういったものを考えてみえるかという考えをお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 現在、瑞穂市の方では、中部圏開発区域に伴う瑞穂市の固定資産税の不均一課税、それと工業導入地域につきまして、工業導入地域はほとんど入っておりますが、ここについての不均一課税の軽減措置ですね、優遇措置については条例を持っております。そのほかにつきまして、企業立地促進条例、こういうものの制定に向けて、前回の議会のときにも説明しましたが、企業立地促進条例、こういうものを制定して企業誘致に向けて努力したいと思っておりますので、なるべく早い時期に企業立地促進条例の制定をしたいというふうに考えております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 先ほども言いましたが、不景気のときほど市として手をこまねいているのではなく、企業を誘致するための専門的なチーム、そういったものを立ち上げて税収を確保するためにも真剣に取り組んでいく必要があると思います。最後に市長の考えをお尋ねして、質問を終了したいと思います。市長、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から総括してお答えをさせていただきます。

企業誘致をして税収を確保する、本当にどこのまちも真剣に考えておるところでございます。

この企業誘致、はっきり申し上げまして誘致できましたのは、先ほど議員御指摘がございました、そういった指定がしてあるところがございます。ところが、なかなか企業が来たとき、その適地と合わないというようなところもございます。本来でございますと、本当の企業誘致をやらうとしましたら、やはり市の土地開発公社でそれなりの企業誘致の土地を確保しまして、そして、こういったところがありますよということで、また来ていただいたらこういう利点がありますよと、こういったことをお示ししてやらなかったら、本当の企業誘致はできないと思います。

御案内のように、お隣の本巢市がああいった12ヘクタールぐらいのところを市の土地開発公社の方で土地を確保されております。これにおきましても、先ほどから答弁させていただいておりますように、リーマンショック以来、本当に企業進出は企業経営の内容が悪くなって進出がありません。今、お隣の方におきましては1件お話をされておりますが、実は瑞穂市の方へまずもって話があったわけでございますが、瑞穂市ではとてもそれだけの面積の土地がすぐ当てはまる場所がございます。当てはまる場所といたしますと、これまで旭化成の製品のストック場としてありました市街化調整区域の中、こういったところがあるということでございますが、御案内のようになかなか規制が難しいわけございまして、他のかわる企業、同じような状況でああいったものを置くとか、そういう関係の使用方法でしたらすぐにというわけでございますが、そこに工場を建てるといって、いろんな制約があるわけでございます。

私としましては、合併しまして新市になりましたら権限と財源の移譲ということに大きな期待を寄せておったところでございますが、合併しましても市にはそういう権限が何もはっきり言ってまだ来ておりません。県の方に市長会を通じましてしっかりと私は要望したいと思うわけですが、ある程度こういった土地利用に関しましてもそれぞれの市町に権限移譲をさせてもらわんことには、全くそういう関係は、県とか国、権限移譲は全くないわけございまして、本当に何のための合併だったのかということに疑うところでございます。そういった要望を強くしてまいりたいと思っております。

実はお隣の方へですから照会をしまして、そことその企業が折衝されておりますが、5年間の免税とかいろんなことで、土地が、はっきり申し上げて8万円ぐらいの坪単価がそういうものを勘案しますと5万円ぐらいで進出できるような、そういう特典を与えてでも誘致をしたい。こうやってやっておられる市もありますので、そこら辺も踏まえまして、なかなか一朝一夕に「私どもはこういうところがありますよ」だけでは、やはり市がそれなりに取得をして確保して「こういったところがありますよ」ということをしなかったら、話があったからそれをどうとやっておたら2年も3年もかかる、これでは企業は一つも来てくれません。そういう状況でございます。そういうことも考えながら、これからの企業誘致、しっかりと考えていかなくてはいけない、そこら辺のところも十分踏まえて考えていかなくてはいけない、このよう

に思っておるところでございます。

今、大きな問題は、何といたしましても名古屋紡績の跡地、あれに早くそれなりのものを計画していただきたい、それを強く要望しておるところでございます。そういう実態でありますことをお話し申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 先ほども言いましたけど、こういう不景気のときほど市の方がそういったものに力を入れていただくことが大切じゃないかなと思いますので、よろしく願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、清水治君の質問を終わります。

次に、みづほ会、堀武君の発言を許可します。

堀武君。

1番（堀 武君） 議席番号1番、みづほ会、堀武。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

質問内容は、総合センター内のデイサービスの現状及び今後についての質問と、瑞穂市子育て一元化事業について質問をしたいと思っております。

以下、質問席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

最初に、総合センター内のデイサービスの現状及び今後についての質問ですけれども、瑞穂市におきましても他の市町村と同様に、高齢者の介護についてはさまざまな意味で社会問題となっております。その解決のためにも、グループホーム、デイサービス、特養と言われる特別養護老人ホームの必要性はますますこれから必要になってくると思われまます。市内におきましても、民間の力でそのような施設が多く設立されていることと思われまます。その点を踏まえて、総合センター内のデイサービスの現状及び今後について質問をいたします。

まず総合センター内のデイサービスの設立はいつ、設立当初の目的、意義はどのようでしたか、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず設立はいつですかということでございますけれども、これは総合センター当時に複合施設として福祉センターを設立させていただいております。目的でございますけれども、その建設計画のときに将来を見越して現在の施設ができておるという次第でございます。その役目でございますけれども、福祉センターの中には現在のデイサービス事業は介護保険制度が施行される以前に設置されておまして、介護保険の施行後、平成12年4月でございますけれども、その施行後、法の適用によって適用した施設となっております。

また、開設当時から委託先として当施設は社会福祉協議会に委託されておりまして、介護保険制度の施行後も引き続き社会福祉協議会にデイサービス事業を委託している次第でございます。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 今、福祉部長の答弁からしますと、運営は社協だ、そしてその主体は行政側だと理解していいわけですね。それでしたら、その辺を踏まえて、現在、運営母体というのはお聞きしたんですが、運営費はどのようになっているのか、また利用者の個人負担、公的負担はどのような割合になっているのか、ちょっと御答弁を願います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、まず運営母体は、先ほど申し上げましたけど、瑞穂市で、現在、社会福祉協議会に委託しております。

委託費等の内容でございますけれど、平成21年度の瑞穂市歳入歳出決算事業報告書に基づきまして報告させていただきます。

歳入としましては、使用料として、介護保険の通所介護報酬として2,673万6,000円、それから介護保険の通所介護利用者負担金として237万6,000円、それから介護予防・通所介護利用者負担金として60万6,000円を上げております。それでもう一つ、歳入としまして、個人の負担の関係でございますけれども、介護保険の通所介護利用者実費負担として168万6,000円、これは今度、食費の関係になってくると思いますけれども、介護予防・通所介護利用者実費負担金として56万3,000円の決算でございました。

それで今度、歳出になるわけでございますけれども、私の方、介護保険事業として、その通所介護事業として3,254万2,000円、それから自立支援の通所介護事業として183万1,000円の決算でございます。以上でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 大体収支的にはとれておるような気はするんですけど、県内でこのように公的でデイサービスのみを運営されている自治体はありますか、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 調べましたところ、20市でこういう事業を公的に行っているということで、委託としては2市、それから指定管理者としては7市で、20市中7市ということで把握しております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） それでは、スタッフは何名ぐらいでやられていますか。また、現在サービスを受けられている方は何名ぐらいお見えになりますか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） スタッフ数としましては、9月1日現在でございますけれども、9名で運営していただいております。

それから、現在どのくらいのサービスを受けていただいているかということでございますけれども、この決算に数値を上げさせていただいておりますけれども、介護保険の関係では3,127人と、それから自立支援などと予防としまして1,067人でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今言われましたように、公的な関係だけで割と多くの市がやっておられるんですけれども、民間が大分この部門に参入というんですか入っておられて、それなりの充実をされておると思います。瑞穂市における民間のデイサービスの現状はどのようになっていますか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） ただいま市内には8事業所が民間のデイサービスとして行っております。先般の議会でも申し上げましたけれども、今後、瑞穂市におきまして只越と本田地内におきましても、デイサービスとか、認知症のデイサービスも行っていくと施設が整備されるということでございます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 大体の概要はわかってきたんですけれども、市の市営というんですか、そして福祉協議会に委託をしながら、総合センター内で行っているこのデイサービスについて今後の運営はどのようにされるのか、例えばそのようなことに関して市側の考えがあらわれるのかどうか、ありましたら御答弁願います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） ただいま瑞穂市のデイサービスセンターの事業としては、いす浴とかストレッチャー浴とかリフトバス、それからベッド等でスタッフで運営していただいておりますけれども、先ほど述べましたように、この事業は、福祉センターができた当時は本当に市内にもやはりこういう民間のデイサービス事業が、改正して間もなく、本当になかったということで、大いに期待されて大勢の方に来ていただいておりますけれども、現在、先ほども申し上げましたとおり、やはり民間で、市内だけではなく、民間にもこういう事業を行っていただいているところが多くございます。それから監査委員さんからも、社会福祉協議会へ補助金

を出しておりますので、その関係でいろいろ事業の見直しをなさということで御指摘をいただいております。そこで社協と私の方の担当者といろいろ協議をしております。今後の瑞穂市の福祉、こういうサービス事業についてを含めてでございますけれども、今後どのように進めていくかということは今協議中でございますので、御理解いただきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 総務部長、どうですか、その辺のことは相談ありましたか。あればちょっと御答弁願えれば、福祉課というだけでなく総合的に、やはり企画部長か総務部長に御答弁願えれば幸いですと思っておりますけど。あればです。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） ちょっと急な御質問でございますが、基本的な考え方としまして、やはり監査委員さんからも御指摘を受けていますように、社会福祉協議会の団体のあり方、それから市のいわゆる福祉行政のあり方、例えば厚生関係は補助金がないんですね、市が実体でやる場合。ただ、民間がやられる場合については何がしかの補助金があるということがありますので、そういった中で、やはり日本のこの施策の流れがいわゆる官から民へという、民の力を導入できる部分については民を活用するということになっていきますので、その流れの中でやはり瑞穂市の行政についても考えていくべきだというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 企画部長、突然の指名で申しわけなかったんですけど、やはり公共から民活というんですか、民間でやれることは民間でやり、国の補助予算等をうまく利用しながらやるというのがこれからの流れですし、税制の面においてもこれから逼迫し、市民税その他固定資産税、個人のそういう税で瑞穂市は成り立っているのが現状だと思うものですから、その辺のことを踏まえて、よりよい方向でしていただくことがベターだと思って、この質問を終わらせていただきます。

次に、瑞穂市子育て一元化事業について質問させていただきます。

これに関しては、一応、子育て一元化事業（案）ということで私も見させていただいておりますけれども、幼保一元化の主な目的と、もう一つは、9月9日の朝日新聞に、幼稚園と保育園を一体とする幼保一元化の実現に向け、来年の通常国会に関連法案を提出する方針も明示したとありますが、その辺の内容がどのように把握されているか、もしわかればその辺の整合性を含めて御答弁願えれば幸いですと思っております。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 福祉部としてですが、まず議員の新聞の件でございますけれども、「日本を元気にする規制改革100」というところにこの今のお話をされたものが入っていたと思いますけれども、行政刷新担当者から今の首相の方に報告されたと思いますけれども、その中で新聞等によりますと来年の通常国会に関連法案が提案されるということで、そういう内容の報道だったと思いますけれども、今この中でまだ具体的なそういうものが何か指示があったわけでももちろんございませんので、国としては今、厚生労働省でいくと、私たちの保育所の関係は保育に欠ける子供さんということですね、保育所に入所する。それから幼稚園はまた幼稚園で別でございますけれども、それを待機児童のそういう対策を含めて、この分を要は保育に欠ける子だけではなく、だれでもという意味で取り上げていくのではないかと考えております。それから、やはりこういう問題も今瑞穂市にも上がっておりますけれども、今後こういう体制を整えて、小学校に上がる体制がスムーズにいくということも国も考えていると思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 幼保一元化の件ですけれども、幼稚園は幼稚園の特色を生かしながら、そしてまた保育所は保育所の特色を生かしながら入学時に対する準備をされるというように理解してはいるんですけど、では具体的に少し、現在における5歳児が小学校に入学する際の最低必要な心の準備及び勉学に対してはどのように対処されているのか。これは保育所側と幼稚園側に関して、両方からちょっと現状という形で御答弁願えれば幸いです。よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、保育所側からお答えさせていただきます。

保育所の5歳児ですが、小学校の入学にももちろん準備を進めておりますけれども、国が作成しました保育所保育指針で準拠してカリキュラムに沿って保育を行っております。このカリキュラムには就学を目的としてつくられておりますけれども、具体的には保育所で行っていただいているものとして、基本的な習慣の確立、例えばあいさつとか早起き・早寝ということをお話ししていただくとか、食事のマナー、それから着がえができるようにということで、それから身の回りを清潔にするということで、自発的にできるようにということで働きかけていただいております。それからまた、小学校へ入りますと長時間授業につかなきゃいけないということで、いすに座って話が聞けるような生活づくりということで、そういうことの時間をできるように指導していただいております。それから、文字や数字に興味や関心が持てるような環境づくり、それから自分の考えが自分の言葉で話せるように、そういう環境づくりも行っております。また、精神面としましては、先生方から学校は楽しいよというような、学校

の具体的な話をしていただいて、入りたい、要は入学しても楽しいよという学校のお話をさせて
いただいております。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 幼稚園は子供たちが会える最初の学校ということで、幼稚園の学びは
遊びが中心になっております。自然や物、仲間と触れ合う中で、事実を認識する力とか豊かな
心を醸成していく、そういう学校になります。主に、生活の土台、それから心の土台、学びの
土台という三つの「づくり」を計画的に進めております。

生活の土台では、保育所の保育指針が非常に幼稚園の教育要領と重なってきておりますので、
先ほど宇野部長の方から答弁させてもらったものと非常に重なってくるんですが、生活の土台
としては、あいさつができること、後片づけができること、自分のことは自分ですること、こ
の三つを幼稚園の5歳児の段階で指導しております。それから心の土台として、友達と仲よく
できること、それから自然や物、動物に対して思いやりの心を身につける、そういうことを大
事にしております。学びの土台といたしまして、お話を聞くことができるということと、自分
の思いとか考えを話すことができる、また興味を持って見つけたり考えたり工夫したりするこ
とができるといったこと、この三つの土台を築くことが小学校への学びになっていくと考えて
おります。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今、幼稚園、保育所の両方のお話をお聞きして、やはり心の準備と、そ
れから友達づくりというんですか、調和という面を重視するというような形で一つの基本線は
出されて、非常によいことだと私も思っております。ただ、この中で、その前に議員の中とい
うか、委員会のときでもちょっと話が出たと思うんですが、私立の幼稚園なんかになりますと
勉学の方に重点、いろいろ水泳をやるとか英会話をやるとか、いろいろな面でその辺のギャッ
プが多分にあるようなことを、父兄の方が、幼保一元化だからそこら辺の準備はもっと高度な
ものが必要でないかとか、いろいろな話がわいてくると思うんですけれども、その辺のことを
やはり基本線に向かってよく御理解いただくようにお話し願えれば幸いだと思っております。

続きまして、少し、障がいのある方についてどのようなこれから対処をしていくのか、その
辺のことを含めて質問したいと思っております。

まず障がい、精神的な障がいと言ってもいいんですけど、これに関してはいろいろ定義があ
るもんですから文献によって違いますけれども、私が見た文献上から精神的な障がいという形
で少しだけお話ししながら、御答弁を願います。

幼稚園、保育所では、発達性障がい、微小脳障がい症候群、学習障がい、早期幼児自閉症児
童に対してどのように対処されているか。これは具体的にその病名に対してでなくて、父兄の

方に正しく理解していただき、将来の学校生活に役立てていくという意味で質問したいと思えます。そのようなことを、個人情報なものですから、これから上がる小学校に伝えていくのか。現状の幼稚園、保育所ではどのような形で把握され、それをされているのか、御答弁願えれば幸いです。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 障がいのある、または、特にまだまだ年齢が若いものですから実際にその障がいがあると断定できなくて、疑いのあるという園児も多数今いる状況ですが、幼稚園では、これは保育所も同じだと思いますが、一人ひとりに個別の指導計画を作成し、月ごとに職員の共通理解、それから指導の検討会を設けて進めております。保護者につきましても、毎日の連絡ノートを通じた情報交換はもちろんですが、個別懇談の場を設けて、個別の手だてとかその成果を共有するというのを大事にして、また保護者の悩みとか思いをじっくり受けとめるような、そういった幼稚園と保護者との連絡し合うような場を設けております。また、もつと広域連合幼児療育センターとの連携も常に図っております。

小学校との連携ということにかかわっては、3学期に小学校の教員が該当園児の様子を監察するとか、これまでの指導経過の交流を図ったりしておりますし、入学前に該当園児の様子を校長に直接お話をしたり、親さんも校長と面談をするといった機会を設けられるようになっております。入学後についても、話し合いの場をスムーズに持つということで努めております。個人的なカルテに当たるような一人ひとりのこれまでの指導の経過とか症状、そういったものは現在、プロフィールブックというような形で、個人個人の指導の経過の記録ですね、こういったものを作成しております、これが小学校にそのまま伝えられるというようなことになっております。もちろん親さんと一緒につくっていくような、そういったプロフィールブックです。以上です。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど教育長がお話ししていただきましたけれども、連携については保育所も同じような関係でございます。あと個人情報の関係は、小学校へどのように伝えていくかということでございますけれども、附属機関であります瑞穂市就学指導委員会において、支援を要する児童・生徒の就学について審議していただいておりますけれども、その際に保育所として該当する児童の情報は提供させていただいております。また今度、今までそういった子供さんの情報は小学校の方には上がらなかったんですけれども、平成21年4月から保育所保育指針に基づきまして、保育所に入所している子供が就学する際に、市町村の支援のもとに、子供の育ちを支援するための資料として保育所児童保育要録が保育所から小学校の方に送付されております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 議長のお許しをいただいて、少し児童の説明をさせていただきたいと思えますけれども、早期幼児自閉症というのは、知的発達の障がいがないのに、幼児期に母親を初め周囲の人との接触を保ち得ない状況を「早期幼児自閉症」と呼び、器質性の疾患や精神遅滞による2次的自閉と区別をしたと。主症状として、人間関係、自立の困難と、同一性保持の要求が非常に強く、変化に対する抵抗が強いことが上げられると。発生頻度は児童人口1万人に対して二、三人であり、4対1で男子に多く、予見は不良であると。それから微小脳障がい症候群というのですけれども、周生期や新生児期に脳の器質的病変を起こし得る可能性が認められた場合、例えば仮死、黄疸、感染で、運動過多で衝動的な行動が多く、集中力を欠き、情緒の不安定や我慢のなさ、手足の軽度な舞踏病様運動などが微細な脳障がいに起因すると考えられると、そういう症状に関してそのように呼ばれていると。学習障がいですけど、知的な発達におくれはないが、読み・書き・計算や会話、推論などの能力を円滑に発揮できないため、国語や算数など特定の教科では学習するのに困難を覚える。発達障がい、知的障がいや脳性麻痺、てんかん、自閉症などに代表される、22歳以前に発病し、将来にわたって続く心身の障がいを言う。そのために生活や経済、身の自立や会話、学習、移動、自己統制などに制限があると。このような形で書かれていますけれども、これは複雑で、この病名とかそれに当てはまるといふのはなかなか困難なことだと私は思っております。

そこで、説明に関しては以上のようなこととして、次に、幼保一元化に関しての次の質問ですけど、保育士は何名教育委員会に移るのか。この事業は、保育所の特性を生かしながら、園児が小学校入学後の学生生活に戸惑いなくスムーズに入ることができるための事業だと理解しておるものですから、その辺のことを含めて、ちょっと何名ぐらいなのか答弁を願えればと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） さきの議会で御承認いただいております条例で、その中で市長部局から教育委員会部局に112名の定数が異動するというふうになっておりましたけれども、その範囲内で保育士が異動をしますということです。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 少し先生の側からというんですか、運営に関しては、保育所の5歳児の保育と教育という両立に関する保育士の精神的な負担をどのように考え、対処を考えていますか。特にモンスターペアレントと言われるように、この一元化に対する過剰な期待と無理解から、不当な圧力、要求が保育士の心に重くのしかかることと考えられます。このようなことは早目に状況をつかみ、保育士の精神的ケアというんですか、その辺を十分にさせていただけるの

がこの幼保一元化をスムーズに移行する重要なことだと思っておるものですから、その辺に關してはどのように対処できるか、答弁をお願いします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 保育士の精神的負担という話ですが、基本的に幼稚園と保育所の教育課程とか保育課程を大きく変えてしまうという考えは持っておりません。これまで述べてまいりましたとおり、特に学校現場の方では小学校1年生の新しい学校生活への不適應ということが大きな問題でございまして、そこで不登校の芽をつくってしまうとか、学習に向かえない、そういった子供たちを小学校1年をスタートさせてしまうということについて、幼稚園、それから保育所、それぞれの教育課程、保育課程の出口で小学校1年との滑らかな接続を図りたいという願いでございます。

だから、3歳児、4歳児、5歳児の多くはこれまでどおりの内容で、またそれが、いよいよ来年の4月から小学校へ入学すると、その前段階においてどういった準備をすることがいいのかと。このことを、瑞穂市の幼児教育のあり方検討委員会というのを立ち上げておりますし、また特別支援にかかわるような内容については、特別支援連携協議会というのを昨年度から立ち上げて、大学の先生とかお医者様から意見をいただきながら、どういった具体的な方法をつくっていくのかというのを検討してまいりますので、御理解をいただきたいと思ひます。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 教育長から前向きを答弁をいただいたものですから、最後をお願いとして、御答弁は結構ですから、幼児期の障がいについて言えば、家庭環境、社会環境など複雑な要因が複合しています。専門家との連携なくしてこれは対処できません。先生方はいろいろな知識を得ながら現場での経験を積み、教育委員会、父兄、専門医、臨床心理士の皆さんと密なる連携のとれる体制を築いていただけることが、児童の健全な発育を促すものだとは確信しております。今後に関する幼保一元化及び幼・小・中学校の一体的教育という面も踏まえてやられると、特にこれから教育委員会というか、教育長の指導的立場というのは地方の教育に關して非常に重要なことになってくると思ひております。その辺も含めまして、ぜひ教育長におかれましてはすべてに気配りをされて、瑞穂市の将来を担う児童のために御尽力していただくことを切にお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、堀武君の一般質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

なお、午後は1時30分から再開をいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時31分

議長（小川勝範君） 再開の前に一言皆さんに御連絡いたします。

午後、事務局長が急用ができて、清水局長補佐に交代をいたします。

では、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

新生クラブ、広瀬武雄君の発言を許可します。

広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番、新生クラブ、広瀬武雄でございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、以下4点につきまして会派代表質問をさせていただきます。

その第1点目は、新生クラブの平成22年度施策要望書の進捗状況について、2点目は、第2次瑞穂市行政改革大綱について、3点目は、公文書管理の現状と今後の対応策について、4点目は、地方自治のあるべき姿についての首長としての考え方、以上4点にわたりまして質問をさせていただきますが、以下、質問席からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

第1点目の、平成22年度施策要求要望書、平成21年11月3日付で新生クラブより提出させていただいております。この件につきましては、安全・安心のできるまちづくりの実現を目指しまして、また市民の要望を反映させるために、22年度の行政運営に対して、以下9点にわたりましてその要望を提出させていただいているところでございます。まだ道半ばかとは存じますが、中間地点における進捗状況を9点にわたりまして御報告いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今おっしゃられましたように、昨年11月3日付で市長あてに出された平成22年施策要望書につきましては、私たちも予算編成に当たっては心にとめまして各所管での予算編成に臨んだと聞いておるところでございますが、しかし、9項目から成る要望は事業規模的にも経費的にも非常に課題の多いものでございまして、なおかつ重要な施策ばかりということでございますので、平成22年度当初予算に予算化できていないものもあるわけでございますが、担当の方から実施状況について聞いておりますので、その範囲内で検証させていただきたいと思っております。

一つ目の無理・無駄を省いた効率的な行政事業の推進ということでございますが、平成22年度予算編成に当たりまして予算編成方針というのを策定しまして、これは11月19日に示したわけでございますが、この目標を「財政規模の適正化と地域力の活用」というタイトルのもと、

経常経費について節レベルで3%削減を柱に編成するなど、無駄を極力省いた編成を行いました。その執行についても、現在実施に当たっておるわけですが、事業運営についても3%削減のそういった背景のもと実施しておるところでございます。

2番目のリサイクルセンターの早期整備ということでございますが、本日の一般質問でも複数の方で質問が出ておりましたが、美来の森での建設がいいのか、ほかの場所にするのか、そういったことを事務的な検討を進めておるといふ段階と聞いておりますが、仮定として美来の森を想定した場合、最終処理場の終了・廃止手続を経てとなると、ある程度の時間が必要であるということで検討が進められておるといふふうに聞いております。

3番目の牛牧墓地西側の南北道路の整備、これは通学路でございますが、PTA等からも要望をいただいております、6メートルの道路整備計画がありますが、一部地権者との問題が解決できておらず、実施に至っていないということでございます。しかし、地権者との交渉では解決に向かいつつあるということも聞いております。

4番目の花塚排水機場、別府排水機場、牛牧排水機場の整備促進ということでございますが、花塚排水機場については、本年度は実施のための詳細設計を委託しまして、来年度更新を計画予定しております。

それから5番目の穂積地区の生活道路の整備及びコミュニティセンターの早期着工ということでございますが、この件に関しましては穂積地区内での道路整備を計画しており、今議会の補正予算でも計上させていただいておりますが、そのほかにも東原地区で現在用地取得中であり、野口地区で道路整備に伴う用地取得のための補正を計上するなど、計画的に執行されております。コミュニティセンターについては、穂積保育所やコミュニティセンターそのものあり方を含めて検討されなければならない課題があるということで、そういった認識であるところでございます。

6番目の本田団地内下水道の早期整備のための調査及び事業推進ということでございますが、本田団地内の現状について、現地調査を実施したほか、地元自治会の下水道役員の方からも状況聴取を行ったとのことで、これらを踏まえまして、瑞穂市公共下水道全体計画の中に本田団地も計画区域に含まれておりますことから、事業着手の折には特に要望が高い地区として優先順位等、そういうことで勘案しながら調査・整備を行っていく方向でございます。

7番目のほづみ幼稚園北側の東西道路を県道曾井中島美江寺大垣線までの整備ということでございますが、瑞穂市道路整備計画で補助幹線道路として位置づけされてはおりますが、今後計画的に整備されていくとのことでございます。現在は環状道路整備を優先して整備を進めておる状況であるということでございます。

8番目の穂積小南西のバイパス地下道の2車線化でございますが、現時点では計画化はされておられません。

最後の9番目でございますが、新設公共下水道の整備を財政面から慎重に再検討し見直すことということでございますが、平成21年度に瑞穂市公共下水道全体計画を策定しまして、今後は実施計画を策定する段階に至っておりますことは御承知かと思っておりますが、一方で、議会の方でございますが、下水道整備検討特別委員会を設置していただいております、御審議をこれで5回していただいたという現状でございます、こうした背景を経て、基金の積み立てをしたらというような中間報告もいただきまして、9月補正でも計上しております。今後その審議を見ながら鋭意進めていくべきというふうに考えております。

以上、担当課より聴取した範囲内での回答でございますが、不足部分がありましたら担当部長より詳細な答弁をさせていただきますので、以上をもって答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。進捗状況ということでございますので、今御報告いただいた9項目につきましては再質問は控えさせていただきます。財政厳しき折ではありますが、ぜひとも新生クラブの要望につきまして、優先順位はあろうかと思っております、早期着工等々含めましてよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

続きまして、第2番目に質問をさせていただきます項目でございますが、瑞穂市行政改革大綱について。

この件につきましては、まず平成18年の10月に瑞穂市のあるべく姿を念頭にいたしまして行政改革の目指す方向を取りまとめ、第1次瑞穂市行政改革大綱が策定されましたが、それらの実績について質問をさせていただきます。この項目につきましては、時間の都合上、一括質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

行政改革を推進するに当たりまして、もっとも重要であると考えられる大綱の基本方針として、より質の高い行政サービスの提供、より新しい行政システムの構築、より力強い協働のまちづくりの推進の以上3点を取り組み事項としてスタートされたわけでございます。

その中で、まず行政改革の具体的な施策の中の定員管理及び給与の適正化・人材育成における職員数の削減につきましては、消防職員を除きまして、21年4月336人、17年4月比5年間で7人の減少、また22年4月338人と6年間で5人減少と、すなわち類似団体と比較いたしましてもほぼ適正な水準におさまっております。これら職員の減少という中で、多様化する市民ニーズに十分対応ができたであろうかということにつきまして、どのように考えておられるか。また人材育成面においては、職員の資質の向上、専門的知識の習得など、事務処理能力が相應に高まっていったのかどうか。目標管理の充実などにも力を注いでいただいたといたしましても、それらを数字でとらえることもできないわけでございますが、どのような実績が出ているのでしょうか。

2番目としまして、経費節減・収入確保等の財政効果の中の公共施設使用料の見直しは実施されなかったようではありますが、収入確保等の財政効果があるにもかかわらず、しかも目標に掲げておられるにもかかわらず、実施されなかったのはなぜなのでしょう。

3番目に、事務事業の再編・整理・廃止・統合の項目の中の補助金の見直しについてであります。平成22年度当初予算について18年度当初予算比10%削減を目標とすることとなっておりますが、結果として4,800万円の増加となっております。事業基準、交付の選定基準の見直しを真剣に進められた結果なのであるのでしょうか、どのように分析されておられるのでしょうか。

次に、行政経営システムの見直しの中の財政の健全化事項の経常収支比率について、「抑制します」とうたわれておりますが、結果として、18年度78.3%、19年度81.5%、20年度87.8%、最近21年度のデータが出ましたが90.2%と、4年間で11.90ポイント上昇しております。財政硬直化が急速に進んだ結果となっていることは言うまでもありません。どのようにこの結果について考えておられるのか。

以上、第1次行政改革大綱の実績につきまして、時間の都合上一部にとどめますが、一括して質問をさせていただきますので、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） 奥田部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、細かく御指摘をいただきました。行政改革大綱そのものは、平成12年12月1日に閣議決定を受けまして、その後、平成18年6月16日に一部改正されて、これを受けた形で瑞穂市もつくってきたわけですが、今まさにおっしゃられました、配付をしております第2次瑞穂市行政改革大綱の2ページから14ページにわたって第1次大綱の実施計画にも当たります集中改革プランというのがあるわけですが、それに対する進捗度を書いてございます。

その中でこの御指摘をいただいたというふうに思うわけですが、先ほど来の職員数の変遷については、まだこれには記載されておりませんが、今御指摘いただきましたように、職員数も一般職では減少してきております。一般職員は減っておりますけれども、消防とか保育士とか、給食センターの単純労務職については、これは除外したという形になっておるわけですが、その背景としましては、御承知のように消防職員は24年の4月1日までに70名にしなければならないということでございますし、保育士については、対象の待機児童をなくすという方向づけで職員を確保してきております。そういったことでふえております。給食センターについては、当初、民営化、いわゆる公設民営ということを考えられたようではありますが、御父兄とかいろいろ要望があるということで公設公営ということになりましたので、職員についてもある程度確保が必要だということで、これは班体制でやっております、12名の職員を配置したいということで、そういったことで21年の職員数については単純労務職が1名ふえたということで予定よりも1名増になった結果になっておるわけですが、そう

いったことで鋭意努力はしております、既に前にも御説明をさせていただきましたが、22年4月1日の職員数については、この計画のようにはとてもいかないということで、総数を399ということに昨年の11月の行政改革推進委員会でお認めをいただきまして、その数字でやってきております、この第2次の大綱についてはその数字をもとにこれから鋭意減らしていくという努力をするつもりでございます。何せ先ほどお話が出ました経常経費の中で人件費の占める割合もウエートは高うございますので、人件費については極力抑制する方向でいきたいという思いでございます。

それで、その職員を減らすことによっていわゆる行政サービスが低下しないかという御懸念ですが、それに関しては、御承知のように2009年の派遣法の問題がございまして、窓口業務で公共サービスから派遣を受けていた職員を請負契約にするか、もしくは直接雇用にするかという問題があったわけでございますが、本市においては請負契約については困難であるという方向づけをしまして直接雇用で来ております。そういったことで補助職員はふえておりますが、行政サービスの低下につながらないよう努力をしておるところでございます、一方では正職員に対しての人材育成ということで、研修事業、研修計画というのをつくっておりますが、新しい大綱の中にも研修を年延べで2,000人したいということで、先ほど申しました390、約400名ぐらいの職員で2,000人ということは、ほぼ1人5回は研修を受けるというような形になるわけでございますが、そういったことで鋭意資質を高めることを努力してまいりたいと思いません。

財政関係のことでございまして、財政の健全化については、21年度決算を今議会で報告させていただいておるわけでございますが、合併以降最高の170億に達したという予算規模になっているわけですね。この厳しい経済情勢の中に反対に予算規模が大きくなるというのは一見不合理な感じもするわけでございますが、これは国の財政出動があったりなんかして特異な財政状況になっているということで、その中で、当然国の補助とか来ますから自主財源に対する比率というものは落ちてくるわけございまして、そういったことから財政力指数も悪くなってきております。ですけど、公債費比率等については努力をしながらやっていくという方向で打ち出しておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

補助金の見直しですが、掲げておきながら4,800万の増嵩になったということでございます。これに関しては、先ほど申しましたように、この5年間の中で、その国の補助金 came ということもありまして、例えばがん検診、女性のがん検診とか、乳がん検診と子宮がん検診、そういったことで補助もあります。そういったようなことで補助金自体についてはふえてしまったということで、これについても今後どういうふうにするかということでございますが、その補助の内容でも、国庫補助がつくものについてはなかなか難しいけれども、単独補助についてはやっぱり見直しする必要があるということで、既に庁舎内でもプロジェクトチームを立ち上げ

まして、その補助の内容をその事業そのものがどうかという視点でもって見直しをしていきたいということでお話をしているところでございます。

それから先ほど財政の健全化の中で、いわゆる施設の使用料について見直しをすると明言してあったにもかかわらず、なぜ実施しなかったかということでございますが、これに関しては今の国の事業仕分けと同じ考えでございまして、収入を、いわゆる維持費、いわゆるランニングコストに見合うだけの収入を得ようと思うと、相当収入をいただかなければ運営できないわけなんです。それには、例えば老人クラブとか、いろんな補助団体があるわけですが、そういった団体がお使いになれる場合は減免措置なんかがあるわけですが、金額をばっと上げただけでランニングコストのあれを補てんできるわけではございませんので、むしろ内容を見直しながら、あるいは一つの考えとしまして、365日開館している施設を、果たして365日必要かと、週に1回休みがあってもいいんじゃないかと、そういったような発想をしなきゃならないなというふうに思っております。そういったことも含めて検討した結果、やはり応分の負担で受益者負担の原則から少し上げてほしいなということになれば、その時点で値上げも考えざるを得ないと。その場合は条例の改正になりますので、議会にお諮りをして御審議を賜ればというふうに思っております。

それから経常収支比率の関係でございますが、先ほどお話がございましたように上がってきております。通常、70から80の範囲が理想的な運営だと言われております。80後半になってきますとそれはレッドゾーンに入ったということで、まさに今、21年度は90.2ですから危険区域に入ったという感覚を持っております。それをどのようにして下げていくかという問題になりますが、それについては先ほど申しましたように、経常収支比率を構成している要素、人件費、それから公債費、いわゆる借金の返済、それからあと扶助費、あと補助金等があるわけですが、そういったもので削れるものは何かと申しますと、公債費は削れませんし、扶助費についても生活保護費のそういったものが入っていますのでなかなか削りづらいと。そうなると、やっぱり人件費とか補助金にメスを入れざるを得ないなという感触でおります。物件費については、実質調べてみますと、21年度を20年度と比べると、電気代とかそういうものについては減っておるわけですね。あと維持補修費も減っておるわけですね。ただ、委託料はふえていますので総体的にはふえた形になってはいますが、そういったことで分析をしながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ありがとうございます。ただいまは第1次行政改革大綱の実績についてのコメントでございました。しかしながら、これから質問させていただきます第2次行政改革大綱のこれからの方針についても若干述べていただきましたので、これから申し上げる中で

重なっております部分は割愛していただいて御答弁願えればと、そのように考えますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、新しい第2次行政改革大綱について改めて質問させていただきます。

この新しい行政改革大綱につきましては、八つの基本項目を掲げられまして、25の取り組みを実施し、瑞穂市総合計画に掲げられたまちづくりを目指すとしておられるところでございます。

その中で、職員定数管理及び人材育成については、第1次行政改革大綱に引き続きまして実施すると、そのようにされておるところでございますが、どのような方策でやっていかれるのか。先ほどの実績の中で述べていただいておりますのであれば簡単で結構でございますが、もう一度お願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田部長。

企画部長（奥田尚道君） 先ほど申しましたように、この大綱の中にも記載されてございまして、研修の人数を、この行政改革年度別計画表というところに掲げてございますが、2,000人の研修をするということでございます。その研修のメニューの中に、一つ、職員の資質を高める意味も込めまして勤務評定制度があるわけでございますが、その中で目標管理制度を今年度導入しております。目標管理制度というのは、昭和40年ぐらいに既に民間の方で行われてきた制度でございますけれども、要は自分の担任事務の内容、目標を確認すると。その目標に対してどの程度進捗したかというのを見るということでございますので、従来はいわゆる能力評定だけでございましたが、そこに目標の管理制度というのを導入することによって事務事業のいわゆる見直しが図られるということで、そういった視点が職員に備わってくるということは資質アップにつながっていくだろうというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 人材育成につきましては、いろいろと数字が目標一覧表の中に掲載されておりますので目にいたしましたところでございますが、いわゆるもう少し詳しく申しますと、市民目線に立って、自己決定・自己責任により、時代のニーズを先取りした行政サービスを展開するための政策形成能力、あるいは市民に対して行政サービスを的確に説明する能力、さらには、いわゆるニーズの異なる市民と市民との間に入り、双方のニーズを調整する能力など、職員の能力を開発するとともに、資質の向上に取り組んでいただきたいものでございます。

次に、経費の削減、収入の確保等、財政効果の項目の中の公共施設の使用料見直し、各種行政サービスの負担金の再点検、これにつきましても若干触れていただいたようでございますので、簡単に御答弁を願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田部長。

企画部長（奥田尚道君） これも先ほど申しましたように、節ごとに経費を削減できないかという努力をしております、特に先ほど申しました委託関係が増嵩しているということで、例えば清掃業務委託についても、年間例えばガラス清掃が4回あったとすれば、それが本当に4回必要なのか、そこら辺までチェックをしながら、3回で済ませられる、あるいは2回で済ませられる、そういった状況であれば、その内容を精査して削減に努力をしておるところでございます。そういったことで努力をしても、やはり限界となれば、先ほど来おっしゃられていますように、受益者負担の原則ということで使用料の見直しも考えられるところでございますが、まずはとりあえず努力をします。ただ、努力といっても、電気代等はやはりある程度、開館しておる限りは一定の料金は必要なわけでございますので、それを減らすとなれば、先ほど来お話ししました例えばということでございますけれども、週に1回休館日を設けることによって確実に電気代、水道代、ガス代等は削減ができるということでございますので、そういったことも可能かどうかということも考えながら進めてまいりたいというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 市税の収納体制につきましてですが、収納対策プロジェクトを設置して努力いただいているようでございますが、新たな自主財源の確保については、広報紙や市の発行する封筒等への広告掲載を推進し、広告料収入を得るとともに財源確保に努めるというふうにならわっておりますが、どのような方法でその広告料収入を確保されるのか。あるいは、秘書広報課にプロジェクトチームを立ち上げられたのかどうか、この辺につきましてお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 奥田部長。

企画部長（奥田尚道君） 今の広告関係は議会からも御提案をいただいたところございまして、8月11日に第1回の会議を開いて、その後1回開きまして、今は要綱を作成してチェックをしておるところでございます。それで、一応、市の職員がみずから広告主を探すということになりますと費用対効果の面でマイナスということもあり得るということで、今検討しておるところでは、業者を定めまして、その業者を介して広告主を探すということを一応考えております。手始めにホームページのバナー広告が手っ取り早いかなということでバナー広告の方を始めまして、さらに広報紙の方も進めてまいりたいと思っております。

その後、ちょっと全協のときにもお話ししましたように、封筒等についても、これはいわゆる旧郵政の関連会社が幹事になっておるといった話も聞いておりますが、そういった会社もございまして、広告主を探してくれて、窓口等で配布できる封筒を無償で御提供いただけるというような話も今検討しておるところでございます。それからあとは、ちょうどJRから見ると、水道事務所とかコミュニティ・プラントの壁面が真っ白で、ちょうど広告に適した壁面になっ

ているわけですね。そういったところももし広告主があらわれれば提供するというのも一つの収入の手段になるんじゃないかなということは検討しておるところでございます、そういったような形で内部のプロジェクトで鋭意詰めながら、費用対効果も見ながら計画をしてみたいと思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） 補助金につきましても先ほど御答弁いただいたと思いますが、企画財政課の中にいわゆる補助金の見直しのプロジェクトチームを立ち上げるというふうにこの行政改革大綱の中にもうたわれておりますが、プロジェクトチームは既に立ち上がったのでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田部長。

企画部長（奥田尚道君） これも同じく、8月十日だったか、会議を開きました。第1回会議を開きまして、補助金を交付している部署から職員を集めまして会議を開きました。それには、その補助金の内容を一定の物差しで見直す必要があるということで、内規にはなりますが、いわゆる精査する物差しを今つくっているところでございます、これも職員間には既にメールでもって配信しておりましてチェックをしておるところでございます。これも新年度予算に活用するとなるとある程度スピード感を持ってやらなきゃならないということで今進めておるところでございますが、ただ、やはり補助金は交付団体、相手があることでございますので、そこら辺との詰めもありますから一概には削るといことはなかなか難しいと思っておりますが、ただ、そういった検討をしながら、今後、この第2次大綱は5年間ありますので、5年間の中で一つの成果を出せるという方向で進めていきたいなというふうに思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） 最後になりますが、瑞穂市流のいわゆるトータル的に事業仕分けをどう展開されていかれるのか、簡単に御答弁願えたらと思います。

議長（小川勝範君） 奥田部長。

企画部長（奥田尚道君） 行革推進委員会という組織がございまして、ただ、構成のメンバーの方が補助金の交付団体の方もお見えであるというようなこともありまして、以前、補助金についてのお話をしたところ慎重な御意見もあったわけでございますが、他の自治体は市民参加でもって事業仕分け的な予算編成をやっているということも伺っています。また、先般新聞報道もされました中で、岐阜県の情報公開度がいわゆる低いということでございまして、その低いのを参考にしながらやっておってはいけないということですから、先進地の例なんかも見ながら今度検討してみたいと思っておりますが、いずれにしても、今度の第2次大綱で国が示しております四つの柱があるわけでございますが、その四つの柱の中で行政制度・運営の改善及び

行政の透明性の向上とっております。透明性ということはすなわち市民から言えば可視化ができるということでございますので、とにかく政策の立案の段階から市民の皆さんとともに審議できるような場を提供できればというふうに思っておりますので、これも今後の5年間の中でどの程度構築できるかわかりませんが、そういった方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。長時間にわたりまして行政改革大綱第1次・第2次の項目につきまして御質問をさせていただきました。

それでは第3項目めでございますが、公文書管理の現状と今後の対応策についてということで質問をさせていただきます。

公文書の管理・保存体制につきましては、公文書管理法が2009年7月1日に公布されました。したがって、2011年、いわゆる2年以内ということになっておりますが、その4月から施行の運びとなるわけでございますが、この法律は中央省庁の公文書の作成・保存に共通のルールを定めたものでございます。条文の中身を見てみますと、その第34条で地方公共団体の文書の管理の責務も織り込まれておりまして、地方自治体も公文書管理のあり方について見直しを迫られるところでございます。

現在、大半の自治体では、文書の管理・整理についてはいわゆる公開していく機能そのものが国と比べますと大きく立ちおけているところでございますが、政策展開の過程や地域の歩みを記録し、住民共有の知的資源をどう公開し残していくのか、地方自治体といえども真剣に検討する必要があります。しかも、その時期が既に来ていると言っても過言ではございません。このような状況の中にあって、当市の文書管理の状況はどのような状況になっているのか、御答弁を願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまの御質問の、現在の瑞穂市の公文書の管理の状況ということでございますけれども、文書につきましては、瑞穂市文書規程の規定に基づきまして、公文書の整理、保管、保存、廃棄等についてこの規程で規定をしております。それによりますと、保管につきましては、現年度文書につきましては机とかキャビネット、それから前年度常用文書につきましては事務所内のキャビネット等に保管をしております。保存でございますけれども、公文書等を文書の保存箱に保存をいたしまして、それぞれの施設の書庫、こちらの穂積庁舎ですと第1階、2階、それから第2庁舎の3階、巢南庁舎の1階等で保存をしております。そして廃棄までに至る管理でございますけれども、この間は旧巢南庁舎の議場並びに旧水道事務所の方で何年度廃棄ということできちんと整理をしておるところでございます。引き続きま

して廃棄でございますけれども、年に1回、一斉廃棄をしております。1年から10年間の保存年月日等を公文書につけてございますので、保存年月日等の経過した後、4月から7月までの間に年に1回廃棄をしているというのが現状でございます。

なお、先ほど議員さんの方から、公文書管理法ができたのでということでございます。その法律というものは一応国の法律で、どちらかといいますと国の省庁の中でそうしたルールが決められた法律というふうに考えております。これのもととはといいますと、年金記録の紛失などで明らかにされたずさんな文書管理ということで、国の方で問題があったのでということでございますが、最終的には必要な文書はきちんと残しなさいというのがこの法律の趣旨だと思います。今まではどちらかといいますと、情報公開用にきちんとすぐ出せるように文書を処理しなさいと、それである程度たったらもう廃棄しなさいよというのが主な法律の趣旨だろうと思いますけれども、必要な公文書についてはきちんと保存をして、将来の市民に対して責任を持って説明ができるようにしなさいというのがこの公文書管理法の目的だろうと思います。34条には地方公共団体ということで、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、市町村においても実施しなさいと、努めなさいということでございます。そうした中で、私どもも本来ですと条例等を制定して対応していくのが適当と考えておりますけれども、国の方も正式に法律は出されましたけれども、施行年月日がまだはっきりしていないということ、それから詳細な省令等がまた出ていないこと、これらも一遍よく精査しがてら、私どもも今ある公文書の規定等も含めて精査し、また研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ありがとうございます。今の答弁にもありますように、当市の文書規程は45条から成っております、相当詳細なものになっておりまして、非常に中身を見させていただきまして安心したところでございますが、巢南庁舎の書庫の保管等々については、みずほ公共サービスに管理を委託しているようでございますが、若干の不安を持ち合わせておるところでございます。文書保存場所への職員の出入りの厳重なチェックがきちんとなされているかどうか等々、特にこの文書規程の中における40条の保存文書の閲覧及び貸し出し等はルールどおりなされているかどうか、いま一度これを機会に見直していただけたらいかがでしょうか。

さて、今回の法整備の背景には、先ほど部長から話がありましたように、年金問題を初め、薬害C型肝炎患者リストの放置問題や海上自衛隊補給艦航海日誌の廃棄の問題等々、さまざまな大きな社会的問題を起こした省庁のいわゆる原因によるものであることは事実でございます。しかしながら、当市も合併をしたわけでございますが、過去、昭和の大合併のときには文書がいろいろ散逸して、それらを歴史的に見直そうと思っても、なかなかそういう文書が残っていないというような現実が全国的にもあったようでございます。したがって、今回、平成の

大合併に伴いまして、総務省よりそれらの文書の保存についてきちんとするという呼びかけがあったようでございますが、そういう意味も含めまして、公文書は、生まれて第一線で活躍して、どこかでバックアップに回って引退していくと。それでも、歴史的な価値があるものについては、先ほどお話がありましたように、将来に残すべきものとして復活するということで、今回のこの法律によってそうした文書のライフサイクル、これはすべてに通じまして包括的な管理がこの法律によって可能になるわけでございます。

一方、この自治体は、努力目標ではありますがものの、業務記録を将来の世代が説明を求めたときに答えられるよう、未来と歴史に対する説明責任を全うしなければならんと、こういう義務規定だと解釈せざるを得ません。そのような意味からも、公文書管理は情報公開制度の延長線上にあると言っても過言ではありません。したがって、自治体に求められているのは、公文書を書庫に眠らせることなく、地域の知的資源や歴史のあかしとして共有財産にしていくことが根本的な目的であるということ再認識せざるを得ないわけでございます。

そのようなことから、公文書管理条例の制定等々については全国的に各市町でも徐々に行われているところでございますが、まだ法律が公布されただけで施行は来年しか伴わないわけでございますので、そういう中であってこのようなことを申し上げるのは甚だ将来的なことになるかと思いますが、しかし、近い将来、必ずや条例をつくってきちんと地方自治体においても公文書管理を徹底していかなければならない、そういう義務、任務、そういうものが出てくるものと確信するところでございますので、今後ともよろしく願いをいたしまして、この質問については終わらせていただきます。

最後になりましたが、時間的にもわずかになりました。

地方自治のあるべき姿について首長としての考え方はという質問事項になっておりますが、これはすべて恐縮ですが市長さんに御答弁願うことになるわけでございますが、既に御存じのとおり、最近、名古屋市において河村市長と議会の対立が先鋭化していることは全国的に報道されておりまして、御承知のとおりかと思えます。その内容は、主に市民税の恒久的減税や議員報酬の半減をめぐる対立であります。既に8月27日から、市長が主導して、議会を解散させようトリコールの署名集めを始めておるところでございます。

御承知のとおり、地方自治は二元代表制であります。同じ有権者から市長と議会、あるいは議員と言った方がいいかもわかりませんが、という二つの市民代表が生まれ、いい意味でそこに対立の芽も妥協も話し合いもあって、この二つの権力について地方自治法はそれぞれの権限を定めております。例えば予算については、市長はそれを編成し執行する権限を持つが、議会は編成はできず修正の権限しかない、ここでは市長が優越的な形になっております。一方、互いの身分については、議会は市長に不信任を突きつけることができるが、市長は不信任を突きつけられない限り議会を解散できないと、ここでは議会が優越的な形になっております。つ

まり、両者は一方だけで動けないよう、権限と地位が割り振られているわけでございます。両者が均衡をとりつつ、それぞれの権限を果たしてこそ自治の歯車はうまく回る仕組みになっているわけでございますが、今回の名古屋市の動きは、この均衡が崩れて名古屋市長の動きになっていると、そのように見受けられるところでございますが、堀市長にあらましましては、同じ首長という立場から、今回の河村市長の動きに対しましてどのような思いをお持ちなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

後ほどもう1件についてもお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。
議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 答弁の前に、私は、二元代表制の民主主義という、議員、議会出身でございます。過去におきましても、巢南町の議会20年、そして町政担当12年の経験でございます。またこの瑞穂市になりましても、市議会に3年、そして首長として3年3ヵ月を務めさせていただき、それぞれの立場に立たせていただいております。また私は、過去、ヨーロッパの関係、アメリカの関係、こちらの地方の議会の研修にも出ております。そういうことも踏まえまして私なりに感じておることがあるわけでございます。そういうことを申し上げまして、広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地方自治法のあるべき姿について、首長としての考え方はということでございます。

名古屋市や、後ほども出てくるかと思っておりますが、阿久根市の首長と議会の対立についてどう考えるかということがございます。その自治体ごとの実態や実情があって現在マスコミ等で報道されている事態になっていると思われ、当事者以外が軽々にこの意見をすべきではないと考えているところがございます。私の個人的な見解としては、自治法に規定する二元代表制の日本の民主主義制度から考えて、尋常ではないと判断をいたしておるところでございます。

ただ、私は以前、河村市長とは2回ほど実は会っております。1回は、ある会合の講演をされましたときに、ちょうど食事を隣り合わせで並んでしたところがございます。もう1回は、中部整備局の方へお邪魔したときに、市役所の方へあることを尋ねに行ったときにちょうど河村市長にお会いし、そこで話しかけましたら応接に入ってくれということで、2回お会いをしておるところございまして、河村市長におきましましては大変気さくな人柄でございまして、本当に市民受けをするといえますか、いわゆるカリスマ的な要素をお持ちの人でございます。

御案内のように、名古屋市におきましては既に大方の都市基盤といえますか、公共交通を初め、また都市高速、名古屋の場合はさきの大戦で廃墟となりまして抜本的な都市計画がしかれまして、久屋大通りを初めとして本当に抜本的な都市景観をしかれまして整備がされ、もうほとんどができ上がった市でございます。そういう自治体でございますので、河村市長がこの市民税を10%削減するという考え方も、そこらに根拠を置いてのことと考えます。また、選挙で選ぶとされる地域委員会（仮称）という制度も、議会制度と似ているとはいえ、新たな民主主

義の手法として考えれば、大都市が抱えるきめ細やかな市民ニーズを市政に生かす手法としては、おもしろいアイデアではあると考えるわけでございます。一応、名古屋市長の件に関しましては以上で答弁とさせていただきます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

続きまして、あと5分しかございませんが、鹿児島県の阿久根市長の問題について再度お尋ねをしたいと思っております。

既に御存じのとおり、この市につきましては、いわゆる議会を開かずに勝手に専決処分を19本も処理したというところがいかなものかという問われ方でございます。簡潔に申しますとそういうことでございますので、再びよろしくお願ひしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。時間内に答弁してください。

市長（堀 孝正君） ただいま阿久根市のことについて御質問でございます。

本来自治法で想定していない手法の専決処分の多用等、私も理解に苦しむところもあり、また違法判決が出されている行政処分もあるなど、やや勇み足的な部分が目立つわけでございます。地方分権の時代に入りまして、その地域に住む住民が、その地域の自治を民主主義のルールにのっとって作り上げていく時代でございます。そうした時代背景の中から生じている問題と思えば、こうした積み上げが真の地方分権のあり方を実証実験的に構築していく事象と見ることもできるわけでございまして、私も一人の自治体の長としまして、あるいは一市民としての視点で事の行く末を見守っていきたいと考えておるところでございます。地方分権、今、地方主権というなら、やはり地方から問題を提起して変えていかなかったら政治はなかなか変わらないことも感じておるところでございます。そういうことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） いろいろな観点からの思いを語っていただきましたが、いわゆる我々議会に所属する者につきましても、全国的には市長優位というような大体的見方がございます。したがって、全国的な話でございますが、今回、阿久根市の問題を契機にいたしまして、市長の暴挙を許すことがないように奮起すべきであるということを専門家は一様に警鐘を鳴らしているところでございまして、私も瑞穂市につきましてもほかごとではないと、かように思わざるを得ないところでございます。

また、最後になりますが、この件を通じまして、いわゆる議会三団体が総務省に議長の議会招集権について申し入れをしておるところでございます。将来は議長が議会を招集する、そ

ういう法改正がなされることを大いに期待いたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、広瀬武雄君の質問を終わります。

広瀬武雄君に申し上げます。議場内に携帯を持ってこないことになっておりますが、それはどういう意味でございますか。

8番（広瀬武雄君） 時間を確認するために持ち込みました。

議長（小川勝範君） そういう場合は議長に申し出をしてください。規定は規定でございますので、今後は携帯電話、全協室に置いてください。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 携帯電話を、全議員全部検査してください。

議長（小川勝範君） 検査は必要ございません。それは持たないということになっておりますので、持たないように注意をしておきます。

続きまして、日本共産党瑞穂市議団、小寺徹君の発言を許します。

小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹です。

2点にわたって質問させていただきます。第1点目は、核廃絶に向けた瑞穂市の取り組みについて、2番目は、市長のマニフェストの到達点とその評価について質問をいたします。

質問は質問席でさせていただきますので、よろしくお願いします。

第1点目の、核廃絶に向けた瑞穂市の取り組みについてお伺いをいたします。

市長は、ことしの7月27日から29日に行われました2020年核廃絶広島会議に参加をされました。内容については全協で報告をいただきました。私は非常にいいことだなど、この会議に参加されて、市長が先頭になって、この瑞穂市から平和な瑞穂市、核のない瑞穂市をつくっていくという立場で今後活動されていくんだなということを期待しておるわけでございます。

それで最初に、どのような思いでこの会議に参加をされたか、お伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 小寺議員の御質問にお答えをさせていただきます。

核廃絶に向けた瑞穂市の取り組みということで、まず広島会議に参加したその思いということでございます。

実は、去る5月28日付で平和市長会議会長でございます広島市長の秋葉忠利氏より「2020核廃絶広島会議の開催について」という案内文書をいただきました。約20ページばかりの書類でございますが、それに目を通していきうちに実に感銘深いものを感じました。時あたかもちょうど戦後65年、日本に原爆投下後65年のことし、パン・ギムン国連事務総長、これは今韓国の

パン・ギムン氏が国連事務総長を務められておりますが、初めて広島市の平和記念式典に参加する予定と報道されていたときでございました。2009年、昨年4月5日、オバマアメリカ大統領がブラザリアで行った核廃絶に向けた演説は非常にセンセーショナルなことでもございました。ある意味、私にとっても刺激的なことでもございました。その印象があって、秋葉広島市長の案内を見ましたときに、ぜひ参加してこの目で改めて広島を見、そして自治体の長として平和と核廃絶の意味ととうとさを確認したいと思って参加する決意をしたものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） ことしは、世界的にも核廃絶に向けた大きな動きがあった年だと思います。先ほど市長も申されましたように、アメリカのオバマ大統領がブラザリアで、核保有国であるアメリカが核廃絶に向けて頑張るということを演説で表明しました。さらにまたその中で、核を落とした国として道義的な責任を感じるというところまで深く食い込んだ演説だと思います。そういう点では、世界的に核廃絶に向けた大きな世論をつくっていく演説であったんじゃないかということで、私も市長と同感の思いをしておるところでございます。さらにそういう点では、ことしの8月6日の広島への原爆投下の慰霊祭のときには、アメリカの大使も参加をし、さらに国連の事務総長も参加をする、また核保有国であるイギリス、フランスの大使も参加するというので、ことしは核廃絶に向けた大きな世論ができておると思います。そういう点では、そういうところへ参加をされた市長の行動を私は高く評価をするわけでございます。

そういう点では、さらに引き続きこの瑞穂市の中でどうしていくかということが大事だと思いますので、また次に質問しますが、そういう点でもう一つここで質問したいのは、この主宰をした平和市長会議、広島市長の秋葉さんがやってみるんですが、この会議は何を目的にしておるのか、さらにまた全国の自治体の中で何人の市長がこの会へ入ってみるのか、その実態をちょっと知りたいので教えていただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今ほど、8月6日、ことしの平和記念式典におきまして初めて国連事務総長、また投下しました国でございますアメリカのルース駐日大使、またフランスの大使、イギリス、それぞれが65年たって初めての参加でございました。そんな中におきまして、平和市長会議の結成目的と参加市長は何人かというところでございます。

平和市長会議は、大量破壊兵器でございます原爆による悲劇が二度と繰り返されることのないよう、都市と都市との緊密な連携を通じまして、核兵器廃絶に向けた市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、広島市と長崎市が中心となっ

て1982年に設立されました。平和市長会議は核兵器廃絶に賛同する世界各国の都市で構成された団体でございます、まずもって国内より外国の方に発信をされたわけでございます。平成22年7月1日現在、世界144カ国、地域4,037都市が賛同し、加入しております。

今申し上げました、先に外国、そして日本の方は、2008年の2月から日本の方へ呼びかけがあったわけでございまして、日本国内の自治体加盟状況は全国の市町村1,750のうち785市町村が加入しておりまして、市においては全国786市のうち512市が加入をしております。加入率は市としましては65.1%となっています。ちなみに、岐阜県内で加入しているのは42市町村のうち8市2町、そのうち市では海津市、各務原市、関市、高山市、多治見市、土岐市、羽島市、瑞浪市の8市で、市におきましては38%でございますので、よろしくお願いをしたいと思いません。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 全国の市の中では65%程度の都市が加入しているということで、これからは徐々にだんだん広まっていくと思います。そういう点では、堀市長はこの会議へ加入する方向で今後瑞穂市の取り組みとして進められるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 会議への加入をするのかという御質問でございます。

2020核廃絶広島会議に参加した後に、平和市長会議長の秋葉広島市長より平和市長会議参加のお礼と加入依頼がございました。核兵器廃絶と恒久平和の実現は自治体の使命であり、さらに加入都市と連携を図りながら輪を広げていく必要があることを強く感じた今、平和活動を進めていきたいという思いから、現在、平和市長会議に加入するための手続を進めているところでございますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁といたします。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 加入するに当たっては、非核自治体宣言といいますが、そういうことを市長が声明を出すのか、さらにまた議会へ提案して議会で決議して出すのかという、いろんな方法があると思います。市長の資料によりますと、自治体によっても、要するにそういう宣言をした自治体の数がずうっと全協の中でもらった資料の中に載っております。まだ瑞穂市はそういう宣言をしておりませんし、どのような方向でその宣言をされるのか。市長の個人の宣言にされるのか、議会へ提案されて議会の議決を経た宣言にされるのか、これはどう考えてみえるかお尋ねします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

非核自治体宣言を決議する必要と、議会提案をするのかという御質問でございます。

岐阜県内を見ても、非核平和都市宣言をしている自治体は14市7町でございます。平和市長会議に加入している自治体は8市2町でございます。平和市長会議規約においても、平和市長会議に加入するための条件として、非核平和都市宣言することを規定しているわけではありません。

私は、まず平和市長会議に加入することで、広く市民の皆さんに核兵器のない平和な世界を実現することへの平和活動の取り組みを推進したいと考えておりました、一つでも多くの自治体が核兵器廃絶と恒久平和の実現のためにアピールをしていくことが大切であることから、当市においても12月議会定例会において非核平和都市の宣言をするべく準備を進めております。その詳細は企画部長より答弁をさせますが、議員の皆さんにありましては御理解、御協力をお願い申し上げたいと思っております。今までに女性の会、約300名ぐらのお見えになりますが、こういう会、また自治会の連合会の場でもお話をさせていただき、賛同をいただいておりますので、ぜひとも議員の皆さんにありましては御理解、御協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今市長が答弁されましたように、平和を求める気持ちはだれしも抱いておるところでございます、ましてや日本は世界唯一の核爆弾の被爆国でございますので、核の悲惨さを身をもって体験しており、この悲惨な体験を二度と繰り返さぬよう後世に語り継いでいくということ、なおかつ世界に情報発信していくという必要性を強く感じておるものでございます。したがって、今回、市長の英断と申しますか、市長の自発的な判断から我が瑞穂市も平和市長会議に加盟をしまして、そして市民にもPRをさせていただきまして、瑞穂市も非核平和都市宣言をするということは極めて意義は大きいというふうに思っております。先ほど市長の話にもございましたように、先般、8月27日の女性の会の市長と語る会の席上におきまして、市長が広島での会議と宣言の思いを語られたんですが、それで賛同を得たところで、満場の拍手で賛意が得られました。また、去る9月10日には、自治会連合会研修会の会議においても同様に、市長が説明をされまして賛意を得たところでございますが、これもまた大多数の賛意が得られたというところでございます。こういうことを踏まえまして、今後は10月6日の岐阜県市長会において、県下でまだ宣言をされていない自治体に市長みずから非核平和都市宣言の呼びかけをされるということをご予定しております、さらに翌日、一応7日ですが、区長会がありますので、区長会においても市長みずから説明をされる予定となっております。

このほか、11月6日、7日とちょうどフェスタが開かれますが、その機会をとらえまして、この6日から1週間、巣南庁舎のロビーにて原爆写真パネル展を開催したいというふうに思っ

ています。これは、図書館の方でも既に原爆のパネルを持っておるわけですが、今回、広島から借りてきてまして、それをパネル展示、広島の方の御好意で向こうからの送料は向こうで負担していただいて、こちらから返送する分だけ負担してくださいということで、さらに11月15日から21日まではこの同じパネル展を市民センターの1階の市民サロン、そこで開催をする予定でございます。

こうした活動をしながら、市の広報とかホームページ等において非核宣言に係る市長の考えを市全体の考えということで主張・PRしてまいりまして、今、いわゆる非核平和都市宣言の文案を検討しておるところでございます。ちなみに、既に県下の他市の文案も取り寄せてございます。こういった文案がいいかというようなことで推敲しまして、できた暁にはいわゆる広報とかホームページでパブリックコメントという形で皆さんにお示しをしまして、それで確認をした段階で12月議会で平和宣言を議会に上程したいということでスケジュールを描いておりますが、時間的にちょっとぼわれていますので、ひょっとすると議会初日ではなく会期中ということになるかわかりませんが、そういった準備スケジュールを進めておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 今お聞きすると、市長のイニシアチブで核廃絶に向けた世論づくりが進んでおるということで、その活動については非常に敬意を表するわけでございます。そういう運動をしながら、ぜひひとつ非核自治体宣言が決議できるよう、ぜひひとつ実るように御努力をお願いしたいと思います。議会の方に来ましたら、ぜひ皆さんと相談し、満場一致で通るようにお互いに協力をしていきたいと私は思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、核廃絶に向けた瑞穂市の取り組みを終わります。

次に2点目の質問に入ります。

マニフェストの到達点とその評価について。

市長は、選挙のときに、今回はマニフェスト選挙だと、マニフェストを非常に大切にされ、具体的な政策内容、さらにそれには何年でやるかという年度まで含めた画期的なマニフェストということで述べられております。市長になられて約3年半になります。そういう点で、このマニフェストの到達点、評価をどうされているか、まず最初に総括的にマニフェストの到達点と評価についてお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） マニフェストの到達点とその評価についてということで、総括的に答えよということでございますので、お答えをさせていただきます。

ちょうど3年前の市長選挙におきまして、公職選挙法の改正により、これは平成19年2月21

日だと思っております。初めて国会を通りまして、その4月の統一地方選挙におきまして認められたわけでございます。初めて首長選挙にマニフェストが、文書でもって告示がされてから配布ができるということになったわけでございます。私は、市民の皆さんに私の目指す政策が見える形で示すことができたわけでございます。

私が掲げる政策は、大きく4項目の基本姿勢を示し、具体的政策も「変える」「育てる」「守る」「整える」の四つのキーワードで構成した柱に、24項目の具体的事業を掲げさせていただきました。そして、それらはすべて瑞穂市の第1次総合計画にも掲げてある事項が柱になっております。つまり、総合計画に掲げてある事項の序列、優先順位を定め、それを着実に実施してまいりたいという約束を私のマニフェストは掲げていると思っておるところでございます。観点を変えて表現をしますと、総合計画に掲げてありながら、それまでの市行政はそれをなかなか実現しようとしなかったという言い方もできると思います。それゆえに私は立候補を決意し、総合計画に掲げた事項を実践し、新市瑞穂市の建設のために立たねばならないと決意をしたということでございます。

そこで御指摘の項目でございますが、個々の具体策や実践策の進みぐあいは、定例議会が開かれる都度、私は瑞穂市マニフェスト実行プログラム進捗状況という形で議会の皆さんに公表してきております。ちなみに、今議会におきましても8月31日現在で取りまとめた最新の進捗状況を配付させていただきましたので、個別の事業進捗状況は御確認していただけるものと思っております。

ただ、私が総括的に申し上げたいのは、開かれた行政を目指すというのがまず大きな課題でございました。マニフェストには、これは全国どこにもない、「ストップ！超・長期政権 みなさんとともに夢のある市へ 改革を実行します」とも書かせていただいております。いわゆる56年間の長きにわたりまして続きました体制から脱却し、新風を市政に吹き込むこと、これを実現することが最大の課題でございまして、それが私の役割だと思ったわけでございます。それは長期安定で培われたよい面も確かにあるとは思いますが、それ以上に滞留した部分、閉塞感が目につきまして、新市が誕生したにもかかわらず、活気がなく、このまちの将来ビジョンが見えてこない。これではいけない、これでは2町が合併した意義がないとの思いを強く感じていた次第でございます。

今はまだ道半ばでございます。瑞穂市の将来構想が確立したわけではありませんが、以前と比べまして職員にも明るさがございます。そして、審議会や提案箱に市民の声があふれております。そのすべてが私のマニフェストによるものとは申しませんが、私のマニフェストが先導している点は間違いのない事実でございまして、自負できるものと考えております。したがって、この8月で3年3ヵ月を経過したわけでございますが、マニフェストに掲げました大方のものはめどがついた形になっております。

「変える」というところ、これは議員の中で旧穂積町時代の議員さんが4名おられます。また執行部の方では副市長1人が役職でございます。そのとき、私にかわったと同時に、御案内のように、皆さんに今議案を出させていただいておりますこれも、全部当日配付でございました。議会の開会当日、ずうっと何年か旧穂積町の名残が瑞穂市にも続いたわけでございます。もう到底ほかの市町では考えられないことでございます。今、監査委員を小寺議員さんにお世話になっております。これもすべて首長が選んでおったわけでございますが、議会の皆さんから御選出をいただいた、それを私が提案させていただき御承認をいただいた。これも、かわっておらなかったら全く変わらない。まさに「変える」が、もう就任と同時に変わったわけでございます。細かいことにつきましてはそれぞれの所管の部長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の総括的な答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 総括的には開かれた市政に変わりつつあるということで、いろいろ実践してきたということかなと思いますし、さらに個々の問題についても質問をしていきたいと思えます。

先ほど言われましたように、議会ごとにマニフェストの到達状況のプリントをいただいております。そういう中で到達点もわかるわけでございますが、その中で一つ、「変える」という項目の中にございます点を2点質問したいと思えます。

この中に、自治会地区懇談会の実施ということが書いてあります。実施状況は、自治会の行事等への参加交流ということで、事業評価は と。 じゃなくて ということで、途中経過だということになっておりますが、私の思いでは、最初の思いは、各自治会の住民の皆さんと懇談をしている市政への要望について話し合いをする、そういう場を自治会ごとに設けてやるという認識でおったんですが、それが現在では要するにいろんな行事に参加してあいさつするだけというような状況じゃないかなと私は思っておるんですが、この辺はなぜその思いができなかったのか、その辺はどうかをお尋ねしたいと思えます。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、小寺徹議員さんから、自治会の懇談会についてということでございます。

堀市長になられてから、各自治会で実施されております事業につきましてはできる限り参加をするということで、この8月までの件数でございますが、各自治会への総会等31回、それから祭りやイベント等の参加99回ということで、できる限り顔を出させていただいております。小寺議員さんが言われるとおりに、他市町等でよく行われておるのは、おおむ

ね小学校区ぐらいで市政の報告、また地域の課題等々、話し合い等々を持って、懇談会等々されておるところがあるかと思えます。こうしたものも今後また進めていくべきものではないかなと考えてはおりますが、ということで答弁とさせていただきますと思います。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） これはマニフェストの実施の不十分な点ということで、ぜひひとつ住民と同じ目線でいろいろ要求を話し合う場を設けて、市民に身近な市政という形でぜひひとつ今後取り組みをお願いしたいと、要望しておきたいということを思います。

さらに「変える」という中の2点目の質問では、入札制度の問題でございますが、一般競争入札、電子入札の導入ということで、これは設計金額2,000万円以上は一般競争入札をということで実施がされております。

それで、開かれた自治体という点では、この入札結果について公表するというのをぜひ実施したらどうかと思えます。ことしの4月からは入札制度もホームページで公開しているということでございます。それで、20年度、21年度の決算審査を私は監査委員でしておるんですが、その中にも入札の結果状況がずうっと報告されてきます。20年度と21年度の落札率を統計でとった表も私は監査委員として、集計を監査事務局がしてその集計表を見ておるんですが、要するに落札率100%、95%から90%、99%が何件というような表を監査事務局でつくっております。これを公表したらどうかということをおもうんですが、いかがなものか。監査事務局のことであるから監査のことは答弁できんということでしたら、私は監査委員で知っておりますので、これは私が知り得た状況を公表するということは、要するに情報を出してはいかんよという監査委員としての任務がありますので、そこら辺はどうなのか、総務部長、お伺いしたい。実態をよく知るということで、これはぜひ公表して皆さんに知ってもらった方がいいと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、今の御質問の中には一般競争入札、電子入札、それから落札率の公表というおおむね3点の御質問があったかと思えます。

まず一般競争入札でございますけれども、今の現市長になられてから一般競争入札をやるということで、現在ではおおむね2,000万円以上の工事につきまして一般競争入札をやっております。平成19年度には、本田コミュニティセンターの建設工事ということで19年度は1件でございます。20年度は5件、21年度は23件ということで実施をさせていただいておるところでございますので、よろしくお願いをいたします。そして電子入札でございますが、これにつきましては、岐阜県と県内市町村の共同開発・共同運営によるインターネットを介しての入札システムを導入しております。19年度は8件、20年度は58件、21年度は93件ということで実施し

ております。引き続き電子入札システムが未導入の業者の方には導入を指導してまいりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それから、平成20年度と21年度の落札率の公表はできないかということでございます。

先ほど議員が御指摘されたとおり、今年度からでございますが、4月から私ども管財情報課が実施しました入札結果につきましては、すべてをホームページで公表しております。ただ、今言われました落札率というそのものの欄はございませんけれども、落札金額と予定価格を割り戻していただければ、この落札率というものが出るかと思っております。それから20年度、21年度につきましても管財情報課の方ですべて閲覧をしていただけます。まずもって21年度の事業を閲覧していただきますとわかりますように、それぞれの工事、委託、物品等それぞれ出ておりますので、またこれというものがあれば閲覧をしていただければよろしいかと思っておりますし、今年度からはホームページですべて公表しておりますので、ぜひともごらんをいただきたいと思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 私が監査委員として聞いた情報を漏らすとどういう罪になるか教えてください。罪になるんですか。

議長（小川勝範君） 小寺君に申し上げます。今の質問等については通告してありませんので、執行部としては答弁できませんので、次の質問へどうぞ。

12番（小寺 徹君） この通告書の中には、21年度、22年度分を公表すべきでないかということをおっしゃるんですね。

議長（小川勝範君） その関係は先ほど早瀬部長が答弁したでしょう。ただ、自分の監査委員の罪についてということは書いてございませんので、次の質問に行ってください。

12番（小寺 徹君） はい、わかりました。

これから入札状況についてはホームページで公表されますので、ぜひひとつ皆さん見ていただいて点検・チェックをお願いしたいと思います。

マニフェストの2番目の「育てる」という部分について質問に移ります。

「育てる」という部分の中で、学童保育の問題が出ております。これについては小学校の校区ごとに敷地内に設置ということでございましたけれども、敷地内はなかなか困難という状況で、小学校の近くにいろいろ新築・改築されました。このマニフェストに基づいて、新築・改築の件数、それから費用、さらには学童保育の定数がどれだけふえたのか、指導員の数はどれだけふえたのか、さらには学童保育に要する人件費等経費はどれだけふえたのか、またさらに、公設公営になって保育料も均一で取るようになりましたが、保育料はどう変化してふえたのか、その辺について報告をお願いします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、小寺議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず建築ですね、施設がどれだけふえたかということですが、まずその前に、放課後児童クラブの健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブでございますけれども、皆さん御承知のとおり平成21年の4月から公設公営で始めておる次第でございますけれども、その中で、平成22年の3月、この前視察に行っていたと思いますけれども、その中で南小の放課後児童クラブとして費用を申し上げます。用地費の取得として1,540万6,880円でございます。これは前の建物がございましたので、その解体事業として422万3,100円、それから設計等もございましてけれども、新築工事の費用として4,346万7,900円でございます。それからもう1カ所、牛牧小校区の放課後児童クラブとしまして、これは21年の12月に完成しておりますけれども、用地取得費として1,759万644円、それから、こちらは改修になっておりますので2,988万3,000円でございます。その他に監理費等いろいろ費用はございますけど、内容はそのようになっております。

それから定員としましては、平成21年度ですけど、7カ所の計でございますけれども、210名から平成22年度の4月としては245名でございます。35名の増になっております。具体的には、平成18年からの今資料を見ておりますと、数字的に、やはり児童数との関係もございましてけれども、次第にこちらも年々伸びておるということでございます。

それから利用者でございますけれども、平成21年4月の時点で149名でございますけど、平成22年の4月では153名、これは長期休業というのは夏休みでございますけど、21年度では172名、22年度では202名となって増加しております。

あと、質問に指導員と保育料もございましたので、説明させていただきます。

指導員としましては、放課後の指導員として、保育士の資格とか教諭の免許を持っている指導員と、それからサポーターとしまして、岐阜県知事が認定する子育てマイスターの認定を受けている者または認定見込みのある者のサポーターで行っていただいておりますけど、平成21年度の指導員は平日で23名、夏休み等のお休みの長期の場合は31名で、54名でございます。今は平日で30名、それから長期休業の登録者が49名で79名となっております。

それから人件費等の収入の面でございますけれども、ほとんどが人件費でございますけど、平成21年度は2,756万3,000円の決算になっております。それから22年度でございますけれども、まだ公設公営になりましてこの決算が1年限りでございますので、8月の時点で調べてみました。1,624万7,000円の支出がございます。

それから保育料につきましては、平成21年度は1,134万2,000円でございます。それから22年度ですが、9月8日現在で729万7,000円の収入になっております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 学童保育については、子育て支援を充実させるということで、いろいろ新築・改築をしながら環境整備と、それから公設公営によって指導員や児童もいい環境でやれるようになったということで、私も質問する前にずうっと学童保育のところを回って指導員の方たちにお話を聞くと、非常によくなったということで喜ばれております。こういう点では、マニフェストが順調に実施をされているんじゃないかなということで、私自身は非常に高く評価をしておるところでございます。

2点目の「育てる」の中で、農産物直売所の実験販売所、これに要した費用についてどうか。さらに、瑞穂市で直接直売所ができなかったんですが、要するにJAのおんさい広場真正店がオープンして、ここに継続し、引き続き直売所ができたという点をどう評価されておるか、お尋ねしたいと思います。

一般質問の中では、この直売所実験委員会の費用というのは補助金か予算の垂れ流しじゃないかというようなことで酷評された方もお見えになりましたが、私はそうじゃなくて、この事業をやってくる中で、農産物の生産者の皆さんも生産に励み、さらに買う方も地産地消という方向に向いて、それがJAおんさい広場をJAが真正に建設するという方向に動かし、オープンにつながっていったという評価をしておるんですが、市当局はどういう評価をされているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 農産物直売所に要した費用の関係ですが、平成20年度の委託料として602万9,800円、21年度の委託料としまして461万236円、計1,064万36円ということでございました。

それと、現在、JAのおんさい広場真正店の方へ皆さん、瑞穂の農産物直売所の方で実証実験をやっていましたが、ここで出荷登録されておりました多くの皆さんがJAのおんさい広場の方へ出荷登録をされております。農産物の場合は102名ほどの登録でしたが、おんさい広場の方へは瑞穂市内で約149名の登録がございます。いろいろありましたが、JAの方も経営がなかなか、瑞穂市単独でやるということが困難という形で、出荷者の皆様方にも御協力いただいて、今現在、おんさい広場の方へ移行させていただいております。地産地消に十分役立っていますし、農産物、特に野菜物の生産量はふえているというふうに理解しております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 次に3点目の「守る」という欄でございますが、その中で、街路灯の設置、公営公設ということで、明るいまちをつくる、安全なまちづくりということで市長は

公約を掲げておりますが、街路灯、防犯灯の設置について、どれだけの数の設置をされたのか。さらに、公設公営によってその維持費がどれだけふえたのか、さらに電気代がどれだけふえたのか、そこをお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） マニフェストにございます街路灯の公設公営でございますが、21年度からすべての自治会で管理しておりました街路灯については市の方へいただいております。ふえた額ですが、防犯灯の電気料としては890万668円、それから防犯灯等の照明器具の修繕、修繕の方も市の方で電気の球がえとかなんかもやっております。これが260万5,568円ということで、トータル1,150万6,036円ふえたということでございます。それと、今現在市内で行っております街路灯については3,855基、去年は612基増設をかけております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 現在の3,855基の設置数で大体このマニフェストの目標が達成をしたという評価なのか、さらにまだ必要なのか、そこら辺はどう判断してみえるか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 今年度も引き続き市の方、自治会等からの要望がありますので、こちらについて設置を今年度もしたいと思っています。今年度、おおむね設置が終わるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 公設公営を実施するという議論の中で、維持費、電気代が非常にかかっていいのかという心配の意見が大分ありました。今の報告の中で約1,150万円くらいの電気代、電球の取りかえの経費が要るということですが、その辺はどのように評価されてみえるか、お尋ねしたいと思います。要するに、お金がたくさん要ってしまっていていいかという心配をされてきた方が議員等にも見えますが、そう心配せんでもいいという額なのかどうかお尋ねします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 街路灯については地域でおおむね均等化して配置がかけてございますので、逆に言えば平等ではないかなという気がしております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） マニフェストの到達点と評価については終わりました、3年6ヵ月、そろそろ任期が満了の時期になりまして、市長にお尋ねするんですが、そういう中でマニフェ

ストを実施してきたと。しかし、まだまだこれから瑞穂市として住民の皆さんの要望や暮らしを豊かにしていく、安全な瑞穂市をつくっていくためにはどのような課題があると考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今後の課題は何があるかというところでございます。

これも私はあらゆる場におきまして、瑞穂市と他市との比較を数字で示しながら、この市がおくれている部分を指摘しております。また一方で、他市並みのレベルは市民サービスとして提供するよう努力すべきと、常々職員に目標として持つよう指導しております。そうした観点から申せば、何といたっても公共下水道のおくれが一番の課題であります。私が任期中に何とか道筋をつけたいと鋭意努力してまいりましたが、公共下水道全体計画の業務委託まで至っております。あとは都市計画決定、用地確保と、あと一步の時点でございますので、何とか形にしたいところでございます。それから、公園整備がおくれているのも事実でございます。まちの中にどれだけ緑地があるかによってその都市が評価される、私は過去、町長時代からも、これは本当の話が、この緑、やはりゆとりと豊かさのある、こういったまちが将来は評価されるときが来ると。まさにそのとおりでございます、この公園整備がおくれているのも事実でございます。

名古屋までJRで25分という恵まれた地理的環境にありながら、良好な住環境と言うにはまだまだ都市基盤整備がおくれております。考えるに、本来、都市計画区域を設定する段階で都市計画法の手法に沿った基盤整備がされておれば、もっともっと魅力のある市街地が整備できたと思うんですが、それが現実には、都市計画の利点を活用できずに市街地形成がなされた結果、公園しかり、都市計画街路しかり、都市のインフラ整備が万全でない。本当に景気がよければやりたい事業は山ほどあるわけでございます。いかんせん厳しい財政状況で、選択しながら事業を進めるしかありません。高度経済成長期に旧穂積地区は都市計画区域を設定しているのですから、都計法のさまざまな手法を活用して整備されていれば、それはすばらしい町並みができていたと考えておる次第でございます。

この意味で、この瑞穂市は、治水対策、まだまだやるべきことが本当に多いというところでございます。改めて認識をいたしておるところでございますので、よろしく願いをして、答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） まだまだ課題がたくさん山積していると。下水、公園、またさらに治水というようなことがあるんじゃないかということでございます。

それで、任期もいよいよ終わりで、そういう課題があるということを認識の上で、今後瑞穂

市政をどうしていくかということが大きな課題になってきます。市長ですから、改選ということで、マニフェストの評価もされる選挙がございますし、これからの課題を問われる選挙でもございます。そういう点では、来年の4月に市長選挙があるわけですけれども、今述べられた課題をさらに実現するために次期市長選も立候補される気でおみえになるのかどうか、その辺の今の市長の心境をお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

残した課題を実現するために、来年の市長選挙への立候補の決意はとの御質問ではないかと思うわけでございます。

先ほど申し上げましたように、まだ任期を8ヵ月余り残している状況で、私のこの任期4年間のマニフェストの仕上げを急ぎたいと考えている状況であります。したがって、現段階では少しでも市民との約束を実現したいという強い思いでございまして、毎日毎日を貴重な日々と考えて精進している現状でございます。今、決意を表明するまだ段階ではないことを申し上げたいと思っております。御理解をいただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） まだ表明の時期じゃないということでございますけれども、いろんな方が今度の市長選に向けていろいろな思いで今見えますと思います。そういう点では、半年後にはまたいろいろ政策論議をしていく選挙でございますので、お互いにどういう政策で市民のために戦うかということをお早く表明して、早く市民の方に明らかにし、議論をしていくと。そして市民にわかりやすく、選択を選べる期間を長く、また内容深くやれるようにするには早く表明をされるということがいいんじゃないかと思っておりますので、早い時期にひとつどうされるか、やめられるか出られるか、態度表明をお願いしたいと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、日本共産党瑞穂市議団、小寺徹君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、3時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時48分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。

公明党、若井千尋君の発言を許可します。

若井千尋君。

13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党、若井千尋です。

小川議長より発言の許可をいただきましたので、公明党会派代表の質問をさせていただきます。

地域のことは地域で決める、国との対等な関係を築くなど、地方分権、地域主権、住民自治へと時代は大きく変わろうとしてきています。複雑多様化する住民・市民のニーズに的確に対応していくには、国の画一的な施策だけではなく、教育、福祉、文化、地域経済など、我が地域に合ったきめ細やかな施策を実行していくことが必要であると強く感じます。

そのためには、市民に最も身近で、かつ生活に直結した課題に日々対応している地方議員こそ、政策立案、提案、実行、説明責任などの能力が最も強く求められている観点から、私自身、よく市民の多くの方と話をしている、一体この我が瑞穂市はどのような特色のまちなのか、商業、工業、農業、観光都市のどの分野にも属さない、至って特色がわかりづらいまちであるとの話になります。もちろん無理やりどのような特色のまちなのかを色づけするものではありませんが、そのような点も含んで、今回大きくは2点、1点目は農業に関する耕作放棄地について、2点目、瑞穂市民憲章に基づくきずな社会についての2点を質問いたします。

これよりは質問席より質問させていただきます。

最初の質問ですが、この質問は昨年12月定例議会において小寺議員が質問しておられます。耕作放棄地についてを再度伺います。

そのときの議事録を拝見しますと、管理指導の方法はとの質問に、都市整備部長は、農地法が改正され、遊休農地の是正指導宣言が強化され、農業委員会が指導や勧告をすると答弁され、また、指導の強化が必要ではないかとの質問に、堀市長は、実情を一番把握しているのは農業委員会で、放置されている農地の貸し出しの仲介に取り組んでいただくよう要請したいと答弁されておられます。この点を確認させていただいた上で、最初に伺います。

現在、我が市の耕作放棄地は何筆で何ヘクタールでしょうか。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問の耕作放棄地の関係でございますが、瑞穂市の農地総面積は986ヘクタールで、うち耕作放棄地は9筆で0.6ヘクタールとなっております。現状につきましては、河川区域内と堤防際であって集約農業ができる場所ではなくて、借り手等が見つからず、放棄されているものでございます。遊休農地につきましては、昨年の実績で182筆で12.5ヘクタールでございます。遊休農地と耕作放棄地の差というのは、先ほど言いましたように、耕作ができない、借り手も見つからずできない土地を耕作放棄地としております。遊休農地については1年以上作付ができていない農地、これを遊休農地と区分しております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） これは私の読み間違いかと思えますけど、昨年の答弁では21年度が87件6ヘクタールというふうに記憶しておったんですが、今、遊休農地と耕作放棄地という分けが、私は今回、農業に携わっておりませんので一般市民の目線からの質問になろうかと思えますけれども、この場合、1年以上の作付がされておられないというのと、それからずっと放置されておるといふところの線引きというのは、単純に1年以上されていないというのが遊休農地になるのでしょうか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） そのとおりでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 昨年の小寺議員の答弁に対していろいろ私なりに勉強しますと、この放棄地と遊休農地の今の違いがなかなかわかりづらい部分があった観点もありますけれども、美観というのが非常に問題になっておると。それで、農業に従事しておられる方からすれば害虫等の発生の問題も大変お困りのことと想像しますし、今言った今回お聞きしたい点は、農業を放棄された方の放棄地を、一般市民の目線でこの放棄地問題を見た場合、ごみの不法投棄であるとか、中には悪質なごみの不法投棄なんかの問題が発生しているのかいないのかということも気になるところですけど、草が枯れ、これから寒さを増してくる時期に、火災とか不審火なんかも危惧されるところでございます。

そこでお聞きいたします。このような耕作放棄地、また今の遊休農地との面積も足して、この数が我が市として多いのか少ないのかも含んで、そのような土地の対処法は行政としてどのように考えておられますか伺います。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 遊休農地の関係でございますが、これにつきましては農地法の改正もございまして、農業委員会で以前からもパトロール等を行っておりましたが、農業委員会及び事務局による農地パトロールを強化しております。市内農地の耕作状況を把握して台帳の整備を行って、地域農業に悪影響を与えると確認されたものについては、3回ほどですが、指導文書を出したり、いろんな形で農地の荒廃については注意するように行っておりますので、大半の農地がそういう指導のもとやられていますが、一部、市外の方とか、どうしてもその作業ができないところについては残っているかと思えますが、割合、瑞穂市内では遊休農地はまだ少ない方というふうに考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） これも本当に私の勉強不足かと思えますけど、今、都市整備部長のお話ですと、農業委員会に任せておるといことなのか。行政としては今、土地の管理という観点からすれば行政と農業委員会の両輪で管理・指導していくのが理想かと考えますが、その点をもう一度お願いします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 改正農地法でパトロールが強化された点もございますし、当然市の職員も事務局職員も一緒になって動いていますし、一番身近なところであります地域の農業委員さんが状況をよく把握してみえますので、そういう方の力をかりながら今の遊休農地の管理、こういうものについて対応している状況でございます。いずれにしても、農地は食料の安定供給を図るために大切な生産基盤でもありますし、先ほど言われましたように、環境面では病害虫の発生とか、あと火災の問題等もありますので、適切な管理がなされるように十分注意をしていきたいというふうに思っております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 私も農業を活性化していくことには当然賛成でございますけれども、我が市の瑞穂市の5年先、10年先単位の農業のあり方ということに関して、今農業をやっておられる方はもちろんのことなんですけれども、本当に次の世代、次代の担い手ということに関しては農業専門だけで生計を立てていかれるということが非常に厳しいかというふうに思うんですけれども、なぜきょうこのようなことをお聞きしたかったかというのは、最初にお話ししたように、国の画一的な部分の方針というか施策で我が市を見た場合に、決して広い瑞穂市ではございません。ただその中で、農業の活性化ということには大変賛成なんですけれども、本当に5年先、10年先を見た場合に、例えば私の住む巢南地域の田之上地区なんかは、田園地帯が広がっているわけなんですけれども、将来その中を県道がぶち抜いていくというようなことになっていくかというふうに思うんですけれども、いろんなことを考えたときに、そういう状態の中で、今の遊休農地とまた耕作放棄地にしておられる方に対しては指導文書というのを行っていらっしゃるというふうに聞いたんですけれども、例えばそういうことに応じない地権者への罰則とかなんかはあるわけでしょうか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 特に罰則を条例で設けてはおりません。それと、先ほどの担い手の関係でございますが、どうしても小さな、旧の穂積地域につきましてはほとんどが都市計画市街化も持っています。逆に、先ほど言われましたように、重里等の旧の巢南地区については農振農用地がかかっております。土地利用の関係もございまして、市街化区域というのは10年以内に宅地化にするという目的で市街化区域にしてあるわけですので、そういう中で農地が

点在しています。基盤整備等いろんなことをしてそういうふうに行くのが本来ですが、混在しておりますので、余計に担い手、集約農業ができませんので、そういうところも影響しているかと思いますが、特に環境面やなんか悪い影響を与えないように指導をしていくしか方法は今のところないのではないかなというふうに考えておりますし、旧の巢南エリアにつきましては、集約農業ですね、大規模農業を行っている団体もございますので、そういう団体も活用しながら農地の保全を図っていくということが、農業の振興を図っていく上で一番早い方法ではないかなというふうに考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今部長がおっしゃるように、いろいろ問題はあろうかと思えますし、その中で、抽象的な言い方になるかと思うんですけども、その次代の担い手の方の例えば本当にこの我が市の農業に対してのアンケートとか、土地の活用なんかも含んで、やっぱり私は行政がもっと指導していくべきだというふうを感じるわけですけども、今お話ししたように、田園地帯を大きな道路が貫通というか貫いていけば、本当にまちの将来のあり方というのは全然違ってくるように思えてなるんです。当然、他市町なんかを久しぶりに通ったときには、1本道路ができるだけで、大型店舗が建ち並んでまちが一変をしておるような地域というのは多々見かけるわけですが、そういうことも含んで、同じように例えば近隣でも大きな田園地帯が広がっているような他市町と比べて、それに対してというのもおかしいかもしれないですけども、やはり時代が大変激動していく中で5年先、10年先を見据えた場合に、同じような感覚で瑞穂市の農業のあり方というのが果たしていいものかどうかということを感じてなるんですけれども、そういう部分を今回はお聞きしたい点が一番でございました。

いずれにしても、よくテレビ報道でも行政の方が、我がまちの特産物を本当に真剣になって研究開発して、指導してブランド化して、そのまちの活性化、農業の活性化にということで取り組んでおられる報道なんかを見聞きするとともに、やはり作物の種類もさることながら、やはり農業委員会さんだけによく知っておられるから任せておくということではなくて、そういう農業のあり方一つとっても行政が指導すべきだというふうを感じるわけですが、先ほどの一般質問にもございましたけれども、直売所の件も私は、今市長の方からお話がありましたけど、この事業が結果的には「 」という形で事業が推進されておるように御答弁をされましたけれども、ああいった形での事業が本当に成功されたかどうかということは非常に疑問を持たざるを得ないというふうに感じております。今すぐどうこうしてくれということではないんですけど、やはりもっとこのまちの農業を考えたときに、ほかってあるような土地というのは、その地権者にはそれなりの事情があろうかというふうに思いますけれども、でも本当に支えていくという観点からすれば、やはりもう少しいろいろな形で知恵を出していただいて行政

が指導していくべきだというふうに思いますけど、その点を最後に御答弁いただきます。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 若井議員のおっしゃるとおりでして、地域によっていろいろな傾向がございます。特に農産物につきましても、今まで水稻が中心、それから旧の巢南地区については果樹やなんかもやってみえましたが、最近では野菜づくり、先ほどありましたように、農産物販売所ができたことによってそういう野菜づくりもまたふえてきていますし、学校給食の方へも提供するような野菜づくりの動きもあります。徐々に形が変わってきているのではないかなと考えておりますし、農業委員だけではなく、農地については市の方でも十分考えて活性化に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） きょう全般的に思うことでございますけど、やはりこういう時代でございます。すべての産業、我が市の特色がどこにあるのかとなったときに、やはり瑞穂市は農業をこんなに頑張っているんですよ、行政がこっだけ指導して取り組んでいらっしゃいますよと言えるような、そういう農業のあり方であらねばならないということを思いましたので質問させていただきました。まだまだこの質問に関しては、自分自身も全体を知っておるわけではございませんけれども、またお聞きしていきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

瑞穂市の市民憲章に基づき、市民憲章というのは、前にありますけれども、「助けあい支えあう 優しいまちをつくります」との文言の部分で、きずな社会ということについて3点伺います。

本市の子ども議会や青少年の主張などを通じて子供が訴える内容に非常に感銘を受けるところであります。その中でよくあいさつのことを取り上げられるお子さんが多いように記憶しております。先ほど午前中の答弁で教育長は、生活の土台であるということであいさつということ非常に取り上げておられましたが、現在、やはりあいさつを苦手にとらえるお子さんが率先して、家庭や学校にとどまらず、近隣・地域にあいさつをしなくてはと訴える主張に、私はふと、次の担い手が勇気を持ってあいさつをした場合、地域また大人社会の反応がすごく気になるところでございます。このような、せっかくの子供の発言を地域社会は知っているのだろうか。

そこで教育長に伺います。このことにとどまらず、次代の担い手、要するに子供たちは地域社会に対してどのようなことを発言し、そのような貴重な意見に大人社会はどう対応すべきだとお考えですか伺います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議員御指摘のとおり、子ども議会とか青年の主張で、平成20年から21年、22年のこの3年間を見ても、あいさつというものが繰り返し取り上げられております。

「あいさつがあふれるまちづくり」とか、「子供からお年寄りまでが響き合えるまちづくり」といったタイトルをつけて、あいさつをし合えることが子供たちにとってはとても大切なことだという意識が大きいということがよくわかります。

子供たちは、そこで主張したこととか、子ども議会で話題にしたことを、各学校に戻って、まず学校の中で実践をしてくれています。それは子供同士の生徒会とか児童会の役員のあいさつ活動であったり、学級では「あいさつ名人」といった取り組みがあったり、また校内であいさつボランティア隊というようなものを結成して休み時間にあいさつをして回るとか、さまざまな取り組みをまず子供たちは頑張っようとしております。

また、大人社会との接点という意味では、近所の方や安全サポーターの方とのあいさつというのが子供にとっても大変意味のあるもので、きょうも頑張るぞという思いを持ったり、仲よくなったりする、そういうあいさつは人と人との交流につながると考えております。また、登下校だけではなくて、そのあいさつが広がる場としてスポーツ少年団であったり、瑞穂の総合クラブであったり、地域や大人とコミュニケーションを図ることができる、そういった場というものが大事にされていると思います。

このあいさつということにかかわって大人社会はどのように受けとめているかという質問に関しては、青少年育成市民会議で繰り返しあいさつということを取り上げております。それも、大人が変わればというか、大人があいさつをすることがまず大事だよということで、大人から子供へあいさつをしようという呼びかけが繰り返されておるんですが、なかなか大人から声をかけにくいというような状況もあるのも確かでございます。子供たちは、あいさつが飛び交うような、そういうまちにしたいと強く思っているということを言わせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 教育長か御答弁されたように、子供があいさつをしても大人があいさつをしなければ、本当に子供の落胆というのは必至かなというふうに思います。やはり大人が手本となるまちでなければならぬと思いますが、余談ではありますが、昨今のマスコミ報道を通じて、ある意味大人と言われる方がその親をないがしろにしていくようなマスコミが流れてくると、よく私たちもその世代のときには「きょうびの若いもんは」とか言われながら、やっぱり大人というのはそれだけの見本になるもんだなというふうに思ってきましたけれども、いい年になってきてからやはり現代の社会を見たときに、そういう大人が自分の親もある意味ないがしろにするような、本当にこの国というのはかなり乱れておるということを思わざるを得んわけですけれども、そういったことの解消というのは、やはり今言われた家族であるとか、

学校であるとか、地域・近隣に当然のこのようになければならないというのが本当にあいさつ、人と人との心の通いを言葉にするものだというふうに思うわけでございます。

そういう意味では、今教育長がおっしゃった、もっともっとその会議だけの議論ではなくて、具体的にこの我がまちは本当にきずなの強いまちだということをアピールする意味においても、例えば標語をつくったりとか、看板等なんかで、例えばですけれども、JR穂積の駅なんかにそういう平和宣言、核のない平和宣言ということは大事だと思います。これは国際的なそういう都市を目指すということも大事なんですけれども、今このまちはJRが通っておりまして穂積駅がございましてけれども、知らない方がこのまちに立ったときに、最初にそのようなもの、あいさつ日本一のまちとか、そういったものがうたってあれば、本当にこのまちというのはきずなの強いまちではないかなということも思います。提案ではないかもしれませんが、非常にそういうことが思えてなりません。

また、これは他市町を仕事で歩いていたときに、下校時に、以前もこの質問をされた方がおられたかと思いますが、下校時に子供たちが学校から放送をかけて、これから私たちは帰りますというような、それで近所の方に訴えるというような放送を聞いたことがあって非常に感動した覚えがあるんですけれども、いずれにしても、今教育長がおっしゃった、青少年の会議だけじゃなくて、何か地域、大人が見本となることはもちろんのこととして、何らかの形で子供が発信することに対して大人社会とのコミュニケーションを図っていくようなことを強く思いますけれども、もう一度教育長にそのような具体的な今後このようなことが必要であるとのことのお考えがあれば伺いたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 私もこのあいさつについては、たくさんの大人の方たちの良識というか、そういったところに負うところが大きいものですから困っていたところでございますが、今幾つかのアイデアをいただきましたので、そこら辺についても検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 私も、今、少年団というか、クラブを教えていらっしゃる指導員の方とお話ししてまして、本当に熱い思いを聞きました。要するに、やはり今言っておるように、大人がしっかり見本を示せば子供はしっかりそれをまねしていくと。ただ、ある意味、小学校、また中学校、多感な時期になっていくと、それがややも恥ずかしいというふうに思春期になっていけば思うこともあろうかと思っておりますけれども、それでもそういう風潮をなくしてあげることができるのがやはり近隣、大人社会ではないかなということをお思いますので、今回はこのことを取り上げさせていただきました。しっかり私自身も先頭になって地域の子供に、また家庭

でもあいさつをしていけるように取り組んでいく所存でございます。

次の質問に移ります。

これも以前、広瀬武雄議員が御質問されておられましたけれども、住宅用火災警報器の推進状況についてお伺いしますけれども、特に火災弱者に対する現在の設置状況をお伺いします。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 若井千尋議員御質問の住宅火災警報器の設置状況、特に火災弱者に対する設置状況はどうかということでございます。

住宅用火災警報器は、新築住宅は平成18年6月、既存住宅につきましては平成23年6月から義務化がされております。住宅火災で亡くなった人のうちの約6割は、逃げおくれが原因で命を絶たれております。早く火災の発生を知っていれば助かった方も多かったのではないかと推測するところでございます。

私どももできる限りということで、消防署、消防団、女性防火クラブ等一体になってPRを進めているところでございます。5月31日には穂積駅で約1,000人の方に周知をしたところでございますし、8月29日の穂積小学校区の防災訓練でもそれぞれ警報器の説明をさせていただきました。さきの9月10日の自治会長の連合会の研修会でもこの周知をお願いしたところでございますし、自治会によっては共同購入も何とかできないのかなということのお願いもしたところでございます。

この6月の現時点で、岐阜県の方は普及率は43.5%、瑞穂市を含めた岐阜市消防本部管内における普及率は48.4%と、このような数字が出ているようでございますが、瑞穂市もこの4月から、自治会の防災訓練で消防署の方からいつもの手挙げ方式で皆さんどんなもんですかとお尋ねしたところの結果ですと大体41.7%、そして私どもの職員も先日実を言いますと一斉の携帯メールで把握したところ、協力してくれた職員の中での設置率でございますが、40%ということですので、今現在としては40%ぐらいだと推測がされます。

一番心配なのは今言われました火災弱者の設置状況ということでございますが、弱者そのものは今現時点では把握しておりませんけれども、実を言いますと火災予防の一環としまして、毎年、ひとり暮らしのお年寄り、高齢者のみのお年寄りにつきましては消防署と民生児童委員さんが一緒になって家庭訪問しておられます。約70%近くの方について面会しておりますので、そうした時点でまた火災警報器の設置をお願いしたいと思っております。お金につきましては大体3,000円前後というところだろうと思っておりますけれども、多分おひとり暮らしとか高齢者のみの世帯でいらっしゃるかと寝室というのは一つか二つということでございますので、ぜひとも設置をしていただきたいなと思っております。そういった訪問を実施しておりますので、そうした時点でまた周知をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今総務部長から御答弁いただいたとおりというか、私はこれは一般の方に伺っても、まだまだつけておられない方がたくさん声を聞きます。要するに今話がありました、既存のうちでも平成23年6月、5月いっぱいまでが猶予されますけれども、何でもそんなんですけれども、罰則のない法律というのはなかなか普及していくというのは至難のわざかというふうに思います。運転中の携帯電話だろうが、シートベルトだろうが、点数が減るとか罰金を取られるとか、そういった法律になってくると「やらなければいけない」というような義務化的になってくると思うんですけれども、これはこの前の秋の防災訓練のときと話がかぶるかもしれませんが、このときにも火災警報器の話がございました。私も議員団として参加させていただいておりましたけれども、本来この火災警報器というのは、今はもうほとんど煙探知機、熱等で主力が音だと思うんですけれども、万が一の火災が発生したときにその状況を知らせて音が鳴って、音が鳴った場合は実際もう消火活動じゃなくて逃げなさいということが指導されておるかと思えますけど、そのときは、私が聞き漏らしたかわかりませんでした、そのような指導はありませんでした。要するに火災警報器を普及することが目的かのような話がありましたけれども、私は今回、この後半、きずなという部分で質問させていただいておりますけれども、弱者の方が万が一火災を出してしまって音が鳴った場合、要するにそこから避難をするということに関しては、やはり一番手をかりなければいけないのが近隣の方のお力ではないかなというふうに思うわけでございます。

いずれにしても、以前から防災云々のことで質問をさせていただいておりますけれども、民生委員さんと協力し合って近隣・自治会の把握をしておられるということでしたけれども、本当に今、個人情報保護法の問題なんかで人のプライバシーの尊厳を最大に尊重するということは当然のこととしても、やはり避難に困難を要される方であるとか、そういう方を抱えておられる御家族の方のことを、本当に行政が知っておかなければいけないことというのは最大限知っておかなければいけないというふうに思うわけでございますが、それがしっかりプライバシーを守りながら、やはり先ほど言った、有事の際には近隣の方の手が、要するに近隣の方というか、その場にいた方がそういう助けができるかどうかというふうに感じるわけですが、そういうことも含んで総務部長にもう一度、火災弱者の1点に限られるかと思えますけれども、そういう方、人の力をかりなければ避難できないような立場の方を市は掌握しておられるかどうか伺います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 要援護者台帳というものを昨年から整備しております。それを整備しました書類につきましては、今、消防署、それから自治会長、民生委員さんと、みんな一応把握はしておられるということになっております。消防署につきましては、ひとり暮らしかど

うかというのはすぐ把握しておりますので、その方々の対応というのは速やかにまた対応するわけですが、現実には火災が発生してそれが外へきちん知らせられるかというのがまず1点だと思います。確かに弱者の中には体が動けないどうこうということがありますので、やっぱりそうした方については本当に近所の方、お隣同士というのが一番だと思いますので、そういうことを含めた防災訓練がやっぱり一番大事ではないかと思います。

今言われたように、個人情報条例とよく言われますけれども、やはりいざとなったときには個人情報どうのこうのということじゃなくて、やはり一番大切なことは命でございますので、ただ、きちんとした情報をそれぞれの役員の方が持ってみえて、近所の方も持ってみえて、それをいろんな方にこの人はあだこうだと言えればこれはまた情報の漏えいになりますけれども、やはりそうしたものはいざとなったときの使う道具であるということをしっかり認識しておれば、やっぱりいろんな役員の方が持ってみえることによってそれはそれで多分機能すると思いますので、その要援護者台帳そのものをそうしたいろんな役員さんが持ってみえるよということを含めて制度をしっかりと周知し、また、各自治会も多くの方が役員がかわっていかれるということを知っておりますけれども、逆に言えば、いろんな方がかわっていかれるということをとらえまして、みんながそういった方をきちんと把握しておって遠くからしっかりと見守りをしていただく、そういう地域社会にしていきたいと思っております。そうした点もまた防災訓練等の中で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 最後の質問に移ります。

防災訓練のあり方についてでございます。

今議会の所信表明の中で、市長は冒頭、地球規模で異常気象による自然災害が発生しているようですが、日本でもこの夏は各地でゲリラ豪雨による災害が起きており、県内においても死者が出る悲惨な災害が発生しております。この要因として地球温暖化が一因との見方もある中、それを裏づけるかのような猛暑が続く天候や、特に日本列島は世界の地震の20%を占めると言われる環境にあり、いつどこでどんな災害が発生してもおかしくない状況だと言えます。幸い当瑞穂市ではこの何年間大きな災害は発生しておりませんが、まさに備えあれば憂いなしで、先般も穂積小学校区で防災訓練が実施され、改めて災害への備えを確認し、技術の錬磨に汗を流していただいたわけですが、こうした努力は必要と痛感しましたというふうに冒頭話されておられます。

言うまでもなく、防災訓練の目的は、災害時を想定し、有事の際に対しての限りなく万全に近い備えをしていくための訓練ですが、伺います。我が市主催の防災訓練は小学校区単位で年に1度の開催とほかに水防訓練と記憶しておりますが、開催の現状をお聞きいたします。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、ただいまの防災訓練についてお答えをいたします。

市では毎年4月、瑞穂市自治会連合会の総会において自主防災組織の編成並びに防災訓練のお願いをしております。約4割の自治会がみずから防災訓練を大体毎年やっておられるようでございます。また、昨年度からは小学校区単位でやろうではないかということで、昨年は西小校区、今年度は穂積小校区ということで、有事を想定した防災訓練を実施したところでございます。

なお、今年度の穂積小校区につきましては、非常に人口が多い地区であり、自治会長さんの説明の中で私も知ったわけでございますが、別府地区と穂積地区ということで非常に人口が多いと。そしてまた避難場所も、穂積小学校、穂積中学校、朝日大学など、いろんな施設がございますと。そういった中で、本来ですと各団体の役員さんを含めたもう少し大きな防災訓練を実施すべきかなと思いましたが、会場が非常に狭いということもありまして、各自治会から7名から8名の参加のお願いをして実施したところでございます。ただ、有事を想定しまして消防団員等指導者の者は第2分団を中心に指導をしておりますし、受付等は女性防火クラブということで、できる限り、市職員がどうこうでなくて、地域の皆さんが実際に起こったときに動けるような、そんな実際に動けるような防災訓練をお願いしたところでございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 昨年から小学校区単位でということで、これが今、総務部長はもう少し大きな単位でというふうにお話をされたかと思えますけれども、私は単純にこれが校区の持ち回りであれば、7小学校区ありますから7年に1度しか開催しない。それで今、この後に伺おうと思ったんですけど、自治会の開催状況も今御答弁をいただきましたので、自治会で4割ということになりますと、本当に市長がおっしゃったように、幸いこのまちは大きな災害を経験していないという言い方を言いかえれば、ある意味、災害を経験していないからか、緊張感がないのではないかなということを感じてならんです。実際、今回のことではないんですけど、消防団のある方から、参加していただいている方に全く緊張感がなくてだらだらやられるから、表現は悪いんですけども、やはり一生懸命消防団の方が取り組んでやられるのに対して、住民の方に緊張感を持つといっても非常に難しいことかと思えますけれども、やはり平生、市の方がこの緊張感を持った発信の仕方がされておられるかどうかということも自分で質問をするに当たり感じておるわけでございますが、なぜこんなようなことを話しますというのは、市長からありましたように、ことしの7月、近隣の可児市、八百津では犠牲者を出された大災害が記憶に新しいところでありますが、やはり犠牲者の御遺族の思いはいまだに

いやされることはないというふうに思っております。

ここで問題になるのは、可児市の事故の場合は、一部行政のミスも指摘されておるところでございます。要するに今お話ししたように、久しく経験をしていない我が市から見れば、ゲリラ豪雨もそうですし、また冒頭お話しした大地震もいつ来てもおかしくない状態の中で、本当に訓練のための訓練であっては全く意味をなさないような気がするわけでございます。それを各自治会へ、小学校区単位は非常に私は大きいというふうに思ったものですから、仕事に出られる方もおられますし、いろんなことは考えられるんですが、先ほどから言っておる火災弱者のこともそうなんですけれども、やはり自治会単位の訓練が一番身近な、地域の人顔も見れて、この地域にこんな方がおられるというようなことも、行政がもう少し指導をしていくべきではないのかなというふうに思います。

実際の災害を経験した場合は、本当に自助・互助・公助という割合で言うならば、ほとんど自分自身のことは自分が守ることが7割を占め、助け合うことが2割、それで公的な配慮があるというのが1割というふうにいる講習なんかでも何うわけですけれども、そうは言いながら、まず自分自身が助かるということが一番のことなんですけれども、そういう現実自治会での防災訓練の開催が4割ぐらいということであれば、これは思いを持っておられる自治会長さんが先頭を切って地域の方に声をかけられる。逆に言うならば、思いのない自治会長さんは全くその地域の方に防災訓練の発信をされないというふうに感じるわけですけれども、大きな単位での防災訓練ばかりでなく、身近な防災訓練というとらえ方をするのであれば、もう少ししっかりとした指導がなされてもいいのかなというふうに思いますけど、その点は総務部長、いかがですか。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私もこの4月より、今言われた件で、どこがやっているかと、私ども補助金を出しておりますので一目でわかるわけでございますが、約4割というところがほとんど毎年やっておられて、残念なことにこの穂積校区はほとんどの自治会がやっておられない。二つばかりが毎年やってみえるかと思いますが、穂積校区は30自治会がありまして、多分二、三の自治会が毎年やってみえて、あとのところはほとんどやってみえなかったというのが実情だと思います。

それで、防災訓練もいろんなやり方があります。本来ですと、身近なところで、いろんなことを身につけるということであれば、自治会で全部のおうちの方が出ただけというのも一つかと思えます。それから、やっぱり防災の日も間近で、他市町の状況を見てみますと、大垣市さんは8月の最終の土・日でほとんどの自治会が自主的にやっておられます。各務原市も、8月の第3日曜日だったかわかりませんが、一斉に校区の中で自主防災訓練をやっておられます。岐阜市においては、この秋、3ヵ月ぐらいで全部校区ごとに自主的に防災訓練を実施して

おります。瑞穂市は昔からどちらかというと自治会が中心で、熱心なところは非常に熱心になっておられるというところがあります。防災訓練もいろんな訓練の仕方がありますので、できる限り自治会で自主的にという部分もありますし、また地震等も想定しがてら、ある程度の規模での防災訓練もやっぱり真剣に考えていかないと万が一があったときには大変だと思いますので、そうしたことがやっぱり自治会の中でもお話ができ、また校区の中でもお話ができるという、お互いにお話し合いができるという、その一つの目的が防災訓練であっていいかと思えますけれども、「防災」というキーワード、それから「高齢者を助ける」というキーワード、そうしたキーワードをうまく活用しがてら、地域の中でのきずなというものを深めていかれて、万が一の場合はやっぱり災害を最小限にとどめたいと思っております。

先般も、新聞紙上で馬場東自治会の図上訓練のお話がありました。要は災害を図上で想定してどのように対応するかという訓練でございますけれども、これも幾つかの自治会が実施しておられます。一昨年の自治会の連合会の研修会では、そういった訓練を自治会長さんにやっていただきました。そうしたいろんな訓練がございますので、今若井議員が言われたように、自治会でやっていないところにはできるだけまた周知をし、また校区での防災訓練というものも、やっぱり自治会長さんと十分話し合いをして、短時間で有効な防災活動ができるように工夫してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 地域によっては、人口の増加に伴い、またマスコミ等の現実に被害に遭われた地域の惨事を見られますと、本当に防災施設を望まれる声も当然でございますし、また有事の際に避難場所が今の状態で本当に不安であるというような声もたくさん伺っております。

「きずな」というのは絶ちがたい人間同士の結びつきという意味でございますが、大変厳しい財政の中で進めなくてはいけないハード事業もございます。たくさんあるかと思いますが、人との結びつき、強固な信頼関係の強いまちづくりのようなソフト面には、やはり行政指導のやる気、強い熱意が強く望まれるところであります。最後に市長に、そのようなことも含めて強いリーダーシップ、リーダーとしての市長の答弁を伺いたいと思っております。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 防災の関係におきまして、若井議員からいろいろる詳細に御質問をいただいております。若井議員におきましては、たび重なるこの質問におきまして、本当に提案型の御質問をいただいております、本当に敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

今回の御質問におきましては、総務部長の方からる御説明を申し上げたところでございます。できれば本当の話が各自治会単位でできるといいわけでございますが、特に旧穂積の方におきましては自治会長が毎年かわられるというような状況でございます、1年を何とか逃れ

ればいいと、こんなような考えのところもあるようで、そこら辺のところももう少し、そうではないよということ等々もお話を申し上げながら、本当にもっときめ細かいそういった訓練ができるようなふうには行政としてもいろいろ考えていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、いろいろいい御提言をいただいておりますことに感謝を申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 若井千尋君に申し上げます。耕作放棄地のごみの不法投棄と、それから不審火について質問がまだ残っておりますので、いいですか。関連してやられたんですね。

13番（若井千尋君） そういう危惧もされるところでありますということで、その土地の活用の部分をお聞きしたかったということでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 最後に、本当に先ほど言ったように、いろんな手を打たれても、何かあったときには行政のことが一番突かれるというか、ミスが指摘されるということになるかと思えます。いずれにしても、防災に強いまち、またしっかりきずなの強いまちというこの瑞穂市のまちを目指しながら、行政の方、また議員一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願います。

以上で、公明党会派代表の質問を終わります。

議長（小川勝範君） 公明党、若井千尋君の質問を終わります。

これで会派代表質問は終わりました。

続きまして、個人質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番 森治久君の発言を許可します。

森治久君。

6番（森 治久君） 議席番号6番、新生クラブ、森治久です。

議長より質問の許可をいただきましたので、これより質問をさせていただきます。

質問事項は、以下2点でございます。1点目は、多様化する市民ニーズにもきめ細かく対応できるための施策と対策についてでございます。2点目は、市長任期が残り6ヵ月、正確には8ヵ月余りとなった現在、市民にマニフェストとして約束した進捗状況を踏まえ、堀市政の総括と今後の課題と抱負についてでございます。

なお、詳細な質問は質問席でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

市長の所信表明にもございましたが、多様化する市民ニーズにもきめ細かく対応できるためには、行政需要の変化に対応できる人材の育成は言うまでもございませんが、各行政組織のあり方そのものの見直しや再編が必要かと私は思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 行政組織のあり方でございますが、行革大綱の方にも書いてございます。絶えず組織については見直しをしなければならぬというのが一般的に言われているところでございますが、今回、11月1日からの幼保一元化についても、ある意味で組織の見直しになるわけですね。最少の人員の配置でもって考えていくわけでございますが、そういったことで20年の2月に組織改革を行ったわけでございますが、それ以後についてもやはりいかに効率的にするかということについては考えておるところでございますが、行革大綱の中でも組織については絶えずやっぱりスクラップ・アンド・ビルドという発想でもって考えていきたいというふうに思っております。具体的に課をどのようにするかとか、そういう形であらわされる場合もありますが、内部でもやはりその視点でもって機能的な組織にすべきということで考えているところでございますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） それでは、多様化する市民ニーズの一例としてお尋ねをさせていただきます。

ことしの夏は30年に1度と言われる猛暑、先ほど来ほかの議員さんからもそのような御発言もありました。そんな中で、近年、子供を小・中学校へ通わせる保護者より、熱中症対策として夏季の登下校時の水分補給、こちらについてのニーズがあろうかと思いますが、教育長にお尋ねします。見解、見識、お考えをお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 例年はないほど摂氏35度を超すような猛暑日が続いた異常と思えるような今年度の対策として、これまでは水筒を持ってくるということに関しては衛生面で禁止をしておりました。けれども、ことしは異常であるということで、子供たちの学校での水分補給等を含めて、9月1日付で各学校に指示を出しました。その内容につきましては、特に衛生面が心配ですので、学校薬剤師さんと養護教諭さん等の意見を十分聞いていただいて、各学校ごとに、うちの学校は必要である、うちの学校はそれでもいけるという判断をもらって、学校ごとに判断をさせました。そこで学校の中の水筒の持参ということについては、学校、学校でまちまちな結果になっております。

登下校の水筒持参という質問につきましては、特に下校のことについては、どういうものを持って帰るのかといいますと、結局、午前中に水分を空にして、その水筒の衛生管理が不十分なままで雑菌が繁殖した水筒に水を入れて持って帰らせるのかというようなことも危惧されますので、登下校、特に下校についての水分補給については考えておりません。学校の中で下校時に水分を補給した上で帰っていくというのが現状でございます。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ただいま教育長より、いわゆる下校時においては、衛生面で水筒等の水分補給は考えていない、認めていないというような答弁でしたが、これは教育委員会の所管としての各瑞穂市内の学校への指導でございますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 9月1日付の事務連絡で、各学校・幼稚園長に私どもの学校教育課長名で文書を出しております。水筒の持参について、ちょっと前文だけ簡単に読ませていただきます。「9月に入りましたが、テレビや新聞では摂氏35度を超える猛暑日がしばらくは続くであろうと報道されています。例年よりも厳しい残暑の中での2学期のスタートとなり、今後の活動において熱中症が心配されるところです。そんな中、各学校におかれましては、保護者の要望等により水筒の持参を検討される場合もあり得ると考えます。その際には、下記の点に十分御留意くださるとともに、学校薬剤師や養護教諭との十分な協議の上で決定願います」ということで、下に記として、児童・生徒への指導、それから保護者への連絡、学級での対応という、そういった大きく三つについて指示をしております。これは、最初の児童・生徒への指導の一つ目に「午前中に飲み切る。ただし、午前中に飲み切れなかったお茶は捨てる」というように、衛生的なことを第一にしております。そういうことで、下校時のときの水筒というのはもうあり得ないという、これは教育委員会としての考えです。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ただいま教育長の御答弁にもございました、下校時の水筒、水分補給です、水筒の中にはお茶が残っていないという大前提の中、認めない、あり得ないというようなことでお聞きしましたが、例えばですが、帰りにその水筒、昼に残っているお茶を捨てて、かわりに新しい水、またお茶を補充して新しく入れて、そして熱中症対策として危惧されておられる親さん方のニーズに対応できる中の一つかと思えますし、また、ただいまは瑞穂市の教育委員会においての取り組み、考え方をお聞きいたしましたが、この近隣の他市町も熱中症、その猛暑ということでは同じでございますし、ただ違うのは、瑞穂市の7小学校で違うのは、登下校に1時間以上かかる児童がいる校区と、三、四十分で登下校がすべて終えられるような校区があるやもしれませんので一概には言えませんが、私が知る限り3校、4校ほどでは低学年においては1時間以上の下校、登校も含めてですけど、下校時はやはり真っすぐ寄り道もしないで黙々黙々歩く児童ばかりではございませんので1時間以上かかる児童もおられるという中で、他市町でも同じようなことがあると思いますが、他市町の対応、また実施等の例があればお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 他市町は、岐阜管内で言いますと、どの市町も水筒を持参するかしないかということに関して校長の判断で行っております。教育委員会から、特に今年度の熱中症対策ということで、水筒の持参を検討しなさいという指示が出ている市町が多いかと思えます。

また、牛牧小学校の通学路の時間の問題ですけれども、岐阜市の北部の方には、例えば本巣カントリーとか、あっちの方までというか、すごい距離を通学している児童さんも見えますので、いろいろな事例があるかと思えます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） 先ほど、もう 1 点お尋ねをさせていただいたと思います。帰りですね、下校時に新しい水分を、水であるかお茶であるかを入れた後に帰ることは教育所管としてどうお考えかということをお聞かせください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 大変答弁が漏れておりまして申しわけありませんでした。

先ほどの事務連絡の中で、保護者への連絡ということで、水筒本体やキャップ等の衛生管理を図ると。また、ストロータイプの水筒は衛生管理上好ましくないとか、いろいろな具体的な指示を出しておるんですが、学校に飲み干した後のその衛生管理をする今はシステムがございませんので、昼からの期間そこに雑菌が繁殖するということについての対応が今はしかねるということと、それから今年度は特例という形で熱中症の対策ということで、異常気象の中でのこういう指示でございますので、来年度以降も水筒の持参というのを基本的にどうするかということについてはまだ見解は出しておりませんので、以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） 先ほど他市町、近隣の取り組み、また指導等についてお聞きしまして、他市町の教育委員会、基本的には学校長の判断、その学校、学校の判断で検討がされておることとございまして、現実問題、わかればお尋ねしたいと思いますが、学校長の判断で水筒等を下校時に水分補給の一つとして認めておる学校があるのかどうか、お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 例えば、他市町の話ですね、岐阜市では小学校で 34 校が持参を許可しております。また、持参はしていない学校数が 14 校、羽島市では 9 校が持参、持参をしていないというのがゼロ校です。本巣市では 5 校が持参、持参を認めていないのが 3 校というような状況ですが、これについては学校、学校での、学校における最中の、水道の蛇口の数ですね、児童・生徒の何人あたりに蛇口が 1 個あるのかといった数の問題もございまして、休み時間に子供たちが水を十分に補給できるという蛇口の数があるというふうに判断した場合には認めな

い、水が一番衛生的だと言われる学校薬剤師の方も見えますので、いろいろな判断があったか
と思います。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） それでは視点を改めて再度お尋ねをいたしますが、例えば、ただいまは
水筒を持参した中で、帰りに水なりお茶を入れて下校時に水分補給をとることによって、熱中
症対策として大変今年度危惧された熱中症を予防することをお尋ねいたしましたが、例えば 1
時間以上かかるような児童はこの瑞穂市内においても数百名の児童があると予測されますが、
そういう中で、下校時に水分が補給できるような場所ですね、例えば主要通学路の途中途中に
それが500メートル程度に 1 ヲ所、公的な水道水、これは瑞穂市においては上水は安全な水と
いうことで飲むことができる水道水でございます。そのようなものを熱中症予防としてとるこ
とができるのも一つかと思いますが、そのためには、そのような施設、この暑い中に一休み一
休みではありませんが、一休さんのような広場、そのようなあずまやが、小さなあずまやでもあり、
そこでは暑いときには水分補給がとれるような施設等の考えについてどうお考えか、お尋ねを
いたします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 通学路に公園かポケットパーク、そういった施設があったらどうか
ということですが、私ども教育委員会サイドから言わせてもらえば、あればありがたいと思
います。今言った水分補給だけではなく、例えばトイレに行きたいと、また雷が来る、大雨が
降ってきたといったときも、すぐ近くに公園とかそういったものがあれば、そこへ行って雨を
しのげるとか、そういったことも対応が可能ですので、あるにこしたことはないと思いますが
が、なかなか私どもの部でつくるわけではありませんので難しい問題があるかと思いますが、
それで今、そういった場合はどうするかということですが、子ども110番の家というのを指定
してございます。そういったところへ駆け込んでいただくのが一番かというふうに考えており
ます。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） 次長からはそのような施設、私は公園というような大きなイメージでお
話ししたわけではございませんが、畳 6 畳程度の施設でも十分であろうかと思いますが、先ほ
ど多様化する市民ニーズにこたえるためには行政組織のあり方がということを申し上げたのが
まさしくそのことございまして、所管がまたがるようなニーズ・課題に対して迅速に、スピ
ーディーにニーズにこたえていただくようなプロジェクトチームなり推進チームなりがあると
いいのかなというようなことで、行政組織のあり方ということをお尋ねさせていただきました。

ニーズといいますのは、これは要望であったりお願い事ばかりではございません、意味的にですね。インターネットで調べますと「必要」「要求」という言葉でニーズの意味がなされております。ニーズには、必要のあるものもございます。また逆に少数の、それは優先順位でいったらずうとずうと下の要求もあるかもわかりません。そこをしっかりと行政が主導の中で判断をしていただき、多様化する市民ニーズにこたえていただくのが行政の一番のお仕事、また行政のあるべき姿であろうと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、この件に関しまして執行権者であります市長に、先ほどお伺いをした、6畳程度の水分補強ができ、急な雨が降ったときには雨宿りができ、一休み一休みできるような一休さんの広場の施設の整備のお考えをお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

先ほど教育委員会の次長の方からお答えさせていただきましたが、やはり下校途中等々に公園とかそういう広場があれば、そういったところで休憩をして、また雷とかそういうものがあつたとき、そういう避難所のような格好でそういう施設があればということをお答えさせていただきましたが、私もそういうことは大事だなということを思っておりまして、今回の議会におきましても公園のことにおきましてはいろいろ御提案を申し上げておるところでございます。

はっきり申し上げますが、今、公園とか下水道とかいろんな課題がございますけれども、これはよその市におきましては、もう今そんな議論をしておるところではございません。すべて整備がされておる、もう終わりの段階でございます。ところが、残念ながらこの瑞穂市はそういったものがないわけございまして、これから本当に知恵を絞って、優先順位を決めながら、財政の許す範囲でやはり確実に整備をしていかななくては行けないと、このように思っております。そういう御意見も踏まえながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、格別の御理解をいただきますようお願いを申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） それでは、ただいま市長より、当然必要な施設整備であろうというような答弁をいただきました。先日は敬老の日で、各自治会においては敬老会が開催され、多くの長寿の方の御健康と御多幸をお祈りしたことと思いますが、そんな中で、やはり瑞穂市においては多くの若年層の方が転入する今、子供の数は他のまちと違い、どんどんふえておるのが現状でございます。10年後に減るであろうで整備は必要ない、これはニーズにこたえる行政のあり方ではございません。また高齢化においては、瑞穂市においても高齢化率はまだまだ低いというものの、この瑞穂市も100歳を超える方が前年度からことしにかけて7名ふえ10名の方が

おられるという中で、多くの御高齢の方が生活をしているのが現状でございます。先ほど若井議員の中にもございましたが、きずな、つながりを大切にしようというものであれば、やはり触れ合う場の必要性、またそこには安全・安心して暮らせるような施設の整備、そして何よりも今大切なのが心のゆとりを持てるような施設の充実ではないかなと私は思います。早急に、来年度このような猛暑になることなく、水分補給をとることなく、子供たちが安全に安心して登下校ができるのであれば問題はございませんが、地球温暖化は今に始まったことではございません。年々このような異常気象が続くと思いますので、早急に行政としてのあり方、考え方、方向性を御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

先ほど小寺議員がほとんど同じ内容で質問されましたので、1点だけお尋ねをさせていただきます。よろしく願いいたします。

先ほど小寺議員の質問の中で、市長が道半ばであるという御答弁がございました。それはマニフェストの達成度からしてまだまだ不十分、みずからの総括として道半ばであるというのが正直な気持ちであったのかなと理解をいたしたところでございますが、道半ばであれば、当然その次に思う課題に対して強い志と抱負等があるかと思えます。私が先ほどマニフェストを数えたところによりますと、31項目ですね、大きく分けて。そのうち達成した事業が9、方向性が決まり取り組み中の事業が18、検討中の事業が四つ、この四つの中で検討中の事業、これは「 」がついているわけでございますが、これは到底市長の任期、残りの任期6ヵ月や8ヵ月程度では方向性すら決まらないようなものもあるかと思います。

そういう中で、先ほど残りの任期中をしっかりと市民にお約束したマニフェストを実現するために誠心誠意頑張るといような御発言でございましたが、再度市長に、残ったマニフェストの達成をどのように考え、また志、また抱負等についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

本日の先ほどの小寺議員の一般質問におきまして、今も御指摘ございましたように、同様の御質問をいただきました。それにお答えをしたとおりでございますが、重複するところもあるかと思えますが、私の所見を述べさせていただきたいと思えます。

3年前の市長選挙におきまして、初めてマニフェストを掲げて選挙をさせていただきました。私の思い、そして支援いただいた人々の思いがマニフェストという文書でもって選挙公約ができました。私のマニフェストには、まずどの方のマニフェストにもございません、年限を明記しております。したがって、項目によりましては、おくれたもの、また早まったものもございます。しかし、それらはすべて私の責任でありますので、おくれたものはその理由をしっかりと説明する責任もあるわけでございます。何ゆえにおくれて、何ゆえに実現しなかったのか、

そうしたものもしっかり総括という中で説明して、理解していただければそれでよし、理解してもらえなかったら市民の方がトータルの中でそれを可とするか非とするか判断をされるわけでございます。

そこで、私は自分のマニフェストの大方はめどがついたと判断している旨を先般の答弁でお答えをさせていただきましたが、すべてではありません。まだまだやりたいこと、やらなければならないことが多くあることは議員も御承知のとおりでございます。例えて申し上げますと、先ほども申し上げましたが、インフラ整備、社会資本の整備でございます。これまでにどこの市町におきましても、何といいましてもやはりまちづくりは人づくり、教育がまず一番大事でございます。その後に来ますのがやはりこの社会資本の整備でございます、いわゆる道路を初めといたしまして、特に都市におきましては下水道整備、また公園とか、この瑞穂市におきましては環状道路の整備等々いろいろございます。また、この瑞穂市におきましては、よその市にない治水事業、やはりすり鉢地帯でございます、幾つかの排水機を整備しなくてはいけない、こういうよそにない事業もあるわけでございます。

やるべきことは本当に山積をいたしております。本当に山ほどあるわけでございます。しかし、経済が今のように厳しい時代、とてもバブル期のような八面六臂の活躍的な、あれもこれもというわけにはまいりません。限られた予算を本当に四苦八苦して割り振り、その中で行政の責務としての将来の市を見定めた基盤整備はしっかり行っていく必要があると考えております。まさに苦渋の選択の中での予算運用を余儀なくされております。したがって、平成23年度予算編成も方針をどのように立てていくか、議会の皆さんの御意向等もよく聞いております。企画財政と今後協議してまいりたいと考えているところでございます。

私としましては、残された任期8ヵ月をいかに仕上げていくか、マニフェストの仕上げを急ぎつつ、今の市長の責任として、来年度の予算にも思いをめぐらせながら、市民とのお約束を実現したいとの思いで毎日毎日を考えておりますので、先ほど申し上げましたように、私の来期に向けましての決意におきましては、まだ時期が適切でない自分としましては判断をいたしております。残された任期をしっかりと務めさせていただく、取り組ませていただく、そのことを申し上げて私の答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） 議員20名、どの議員も気概・気骨、そして信念を持った中で、市民の代弁者としてこの壇上で、また日常の政治活動にかかわっていることかと私は思っております。そういう中で、気概・気骨・信念、市長にもまさに今御答弁いただいたとおりある中で、民意を受け、3年半ほど前にこの瑞穂市の首長になったわけでございますが、マニフェストを最終

までやり遂げるのであれば、強い信念・気概・気骨を曲げることなく通していただき、また見直し、修正するのであればそれも一つの選択肢であろうと思いますが、その点を十分にお願いと、議員の20名が気概・気骨・信念が皆さんあるということをお話させていただいて、私のすべての質問を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 森治久君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

本日傍聴者の皆さん方、早朝から傍聴していただき、厚く御礼申し上げます。なお、またあすも一般質問がございますので、ぜひ傍聴をいただきたいと思います。

以上で、本日の予定していました一般質問はすべて終了しました。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 本日はこれで散会をします。

散会 午後5時14分

